

第1次西園寺内閣

——桂園時代政治史(1)——

那 須 宏

は じ め に

桂太郎が、立憲政友会の原敬と会見して、日露戦争終結後、政友会総裁の西園寺公望に政権を譲る意図を明らかにしたのは、明治37年(1904)12月8日であった。翌年8月にはいり、ポーツマスで日露講和会議が開始されると、桂と原のあいだの談合も具体化し、政権授受の膳立てが隠微のうちにすすめられるようになった。桂は、次期政権の予約を代償として、講和締結にたいする政友会の支持を獲得した。一方、原は、講和条件にたいする政友会内部の不满を巧みにそらしながら、講和反対の輿論を桂からの政権禅譲に利用した。かくて12月19日、桂と西園寺の会見が実現し、平穩裡に内閣の更迭がおこなわれることになった。

桂首相は、21日、臨時閣議において西園寺との交渉結果を報告し、内閣総辞職を決定した。閣議後、参内して辞表を奉呈し、西園寺を後継首相に奏薦した。この日、統監府及理事庁官制を公布、伊藤博文が初代統監に、山県有朋が伊藤の後任として枢密院議長に任命された。翌22日、北京において、満州に関する日清条約ならびに付属協定が調印され、即日発効した。かくて懸案はすべて結了した。明けて39年1月1日、特派全権大使小村寿太郎が帰国し、対清談判の経過を復命した。

西園寺は、6日午後、参内して後継内閣組織の大命を拜受し、7日午前、国

務大臣の親任式が挙行され、西園寺内閣が成立した。閣僚は、外相加藤高明、内相原敬、蔵相阪谷芳郎、海相斎藤実、法相松田正久、農商務相松岡康毅、逓相山県伊三郎、陸相は寺内正毅の留任、文相は牧野伸顯帰国（3月27日）まで西園寺の兼任であった。以後、西園寺は、41年7月、桂に首相の地位を譲るまで、2年半にわたって政権を担当した。そして、大正政変まで、桂と西園寺の政権交譲の時代がつづいた。いわゆる桂园時代である。

この時期に、後任首相問題で元老会議が開かれたことはなかった。桂と西園寺が互いに他を後任に推し、天皇もそれを採用されたからである。かくて桂との密約による西園寺内閣の成立は、伊藤・山県ら元老の勢力後退を意味していた。しかし、伊藤・山県の影響がなくなったわけではない。西園寺と原は、閣僚の選考にあたり、いちいち元老に相談し、その了解を得なければならなかった。彼らの意向を無視したのでは、西園寺内閣を組織することはできなかった。そのため、首相の西園寺は政友会総裁であったが、閣僚中、政友会員は原・松田の両名にすぎず、その他は、当時大隈系に属していた加藤をのぞいて、主として山県派の官僚がしめていた。したがって、閣僚の構成にかんするかぎり、西園寺内閣は、「形式に於ては政党内閣たるが如き観ありしと雖も、其の実は政友会と官僚派山県桂系の聯立内閣なりしなり⁽¹⁾」という批評が当たっていた。しかし、西園寺内閣は、たんなる隈板 = 憲政党内閣、ないしは伊藤 = 政友会内閣の再版ではなかった。

すでに日露戦争前に、日本の資本主義は一応確立し、独占段階への移行過程にはいっていた。独占段階への移行にともない、極東の帝国主義的情勢に対応するための政府の対外政策と、資本の現実的要求とのあいだにあった間隙は、しだいに埋められていった。30年代前半の2度の反動恐慌を経て、資本の集積と集中がすすむにつれ、資本の側でも対外膨脹への衝動を強めるようになり、政策面における権力と資本との接近が進行しはじめたのである。そして、日露戦争の遂行過程で、権力と資本との抱合・癒着関係が政治体制のなかに定着しはじめた。資本家階級の利害を代表する政党が、国家の基本政策の立案・審議

過程に参画するようになったのである。

このことは、同時に、政党・議会が天皇制の権力行使を実質的に制限しうる条件が生まれたことを意味していた。政友会は、戦時戦後の経営とくに清韓経営問題で、基本政策の立案・審議過程に参加するようになるとともに、天皇制の統治機構を内部から改革するための主体的条件を形成していった。そして、日比谷騒擾事件という客観的条件を利用しながら、「政府議会の間に円満を計る⁽²⁾」という切り札を使って、桂から政権を譲り受けた。しかし、西園寺内閣を維持するには、山県派の閥族官僚・貴族院・陸軍との関係について、桂の助力を借りねばならなかった。かくて政友会を率いる原は、専制勢力との正面からの対決を避けて、猜疑と打算に基づき牽制・取引しながら、漸次に絶対主義機構の改革をすすめ、徐々に権力を蚕食して、最後には、専制官僚を政党の統制下に引き込み、天皇制のブルジョア君主制化を実現しようとした。

一方、桂は、4年7か月にわたる政権担当の経験から、政党の援助なしには内閣の維持も政策の推進も不可能であることを知り、いつまでも絶対主義機構の強化・超絶にすぎりつく山県とは、別の道を歩むようになった。「山県、桂の間甚だ不良⁽³⁾」といわれたのも、そのためである。しかし、桂は、西園寺・原、したがってまた政友会の軍門に下ったわけではなかった。山県派官僚と政友会のあいだの調停者たるところに彼独自の役割を見出した。桂と政友会は、互いに他を必要としたから、相互援助と政権交譲がおこなわれたのである。

日露戦争の遂行過程で、帝国主義的政策を推進するための政治体制が整備され、日本帝国主義の権力としての役割を機能的に代行することが、日露戦争後における絶対主義天皇制の最大の存在理由となったが、それはもはや、金融独占資本の意向を無視しては実現不可能であった。かかる事実を、ますます、桂をして政党との協力の必要を痛感させ、また原をして天皇制の漸進的な上からの改革の必要を認識させた。だからこそ、彼らは、「尚将来互に親密を保ち国家に貢献すべき事を談合した⁽⁴⁾」のである。かくて第1次西園寺内閣は、天皇制と金融独占資本の本格的なブロック形成の端緒にはかならず、桂园時代は、専

制と金融寡頭の蜜月を意味していたのである。

本稿の課題は、第1次西園寺内閣の施策を跡づけ、その性格を明らかにすることにある。

- (1) 大津淳一郎『大日本憲政史』第6巻、1927年、226ページ。
- (2) 原奎一郎編『原敬日記』（福村書店版）第2巻、1965年、160ページ（明治38年12月20日）。
- (3) 同上、157ページ（明治38年12月12日）。
- (4) 同上、159ページ（明治38年12月17日）。

1 鉄道国有と警視庁改革

第22議会は、明治38年12月25日、桂内閣の手で召集されたが、28日に開院式を挙行しただけで、翌年1月下旬まで休会した。

衆議院の党派別議席数は、政友会149、憲政本党98、大同倶楽部76、政交倶楽部36、無所属20、であった。大同倶楽部は、佐々友房らの帝国党を中心に甲辰倶楽部・自由党・無所属議員の一部が合同して、38年12月23日に結成された。桂前首相が隠然たる勢力を及ぼし、大浦兼武前逋相が直接操縦の任に当たっていた。政交倶楽部は、同政会・有志会その他無所属の議員によって同月29日に結成され、河野広中・島田三郎らが中心となり、西園寺内閣には反対の態度をとっていた。また、憲政本党は、第19議会以来、政友会と提携してきた行き掛かり上、公然と西園寺内閣反対をうたうわけにはいかなかった。

西園寺首相は、39年1月25日、衆議院本会議において、「内にありては財政を鞏固にし、陸海軍の充実、及、産業の発達を図り、教育の普及と學術の進歩とを謀らざるべからず。」「外にありては帝国の満洲に於て獲得したる利権の実効を収め、韓国との協約に基き保護を完くする上に於て、違算なく指導啓発の道に於て欠くる所なきを務むるは、共に急要措くべからざること、信ず⁽¹⁾」と演説し、施政の基本方針を明らかにした。この日、政府は、臨時軍事費追加予算・明治39年度総予算および関連法律案を提出したが、西園寺内閣の財政計画はお

おむね桂内閣の政策を踏襲したものであった。

臨時軍事費の追加要求額は4億5045万円で、その財源はすべて公債にもとめることにし、臨時事件費支弁に関する法律案を提出したが、前年7月の緊急勅令で募集した公債の残額8800万円があったので、新規募集額は3億6300万円以内であった。衆議院では、外債3億円募集の緊急勅令にたいし、臨時議会召集の余地があったので違憲である、とする声が強かったが、122対177で承諾をあたえ、臨時軍事費追加予算にも協賛をあたえた。

明治39年度総予算は歳入・歳出ともに4億9289万円で、歳出のうち時局関係の経費は約2億5700万円、通常経費は約2億3500万円であった。時局関係予算のうち經常部は約1億7300万円、臨時部は8450万円であった。經常部でもっとも多額をしめるのは公債の元利償却金であり、政府は新たに国債整理基金特別会計を設置し、年々一般会計から定額（日露戦争に関する国債に対しては年額1億1000万円以上）を繰り入れて国債の元利を償却する計画を立て、国債整理基金特別会計法案を議院に提出した。そのほかは、戦時中に増設した4個師団の維持費・第3次拡張計画により建造した新艦船の経費および恩給・年金等であった。そして、これらの財源に充てるため、平和克服の翌年末日限りで廃止することになっていた非常特別税を平時に継続する法案を議院に提出して当年度に1億6000万円を得、なお不足する分は国庫剰余金1300万円をもって補填することにした。また、臨時部はたんに臨時事件予備費の名称を付して大蔵省所管とし、その財源は陸海軍不用品払下げ代その他の収入および公債6800万円を募集してこれに充てる計画であった。衆議院は臨時事件予備費500万円を削減して可決し、貴族院も衆議院送付案を可決して、明治39年度総予算は成立した。

明治39年度総予算が議院を通過成立した3月6日、政府は関稅定率法改正法律案を衆議院に提出した。その内容は、関稅制度を整理統合するとともに、輸入稅率を高めて内国の産業奨励と関稅収入の増加をはかるため、関稅定率法および附屬輸入稅表を全面的に改正するものであった。この改正により、非常特別稅法中に列記された輸入稅目は、すべて関稅定率法に移されて平時の定制と

なった。当時、商業會議所をはじめ資本家のあいだでは、米および粃の輸入税撤廃をもとめる意見が強く、政府の原案では、同法第12条は「米及粃輸入税ヲ除クノ外非常特別税法第二条及第三条中輸入税ニ関スル規定並明治三十三年法律第八十五号及第八十六号ハ之ヲ廢止ス」となっていたが、政友会の要求により、議会は「米及粃輸入税ヲ除クノ外」の11字と「及第八十六号」の6字を削除して、輸入税率に米および粃を加えた。⁽²⁾税率については、非常特別税法第3条に規定された従価1割5分を、明治38年勅令第2号により、毎100斤0.641円と従量税に換算していたので、これを踏襲して毎100斤0.64円と規定された。これよりさき、政府は非常特別税の継続を議会に提案するにあたり、2か年以内に一般税制を整理すると声明していたが、この修正により、米および粃の輸入税は税制整理の対象からはずされて恒久化し、関税定率法は、工業保護とともに農業保護の性格をあわせもつことになった。

西園寺内閣にとっての難題は、各種予算案および関連法案よりも、鉄道国有法案であった。鉄道国有は、松方内閣により第2・第3議会に、山県内閣により第14議会に、それぞれ法案が提出されたが、いずれも成立しなかった。たまたま、日露戦争の経験によって、朝鮮・満州の開発と軍事輸送の統一整理をはかるため、軍事上の観点からその必要性が再確認された。さらに、戦時公債を低利公債に借り換えるために外債を募集するさいの担保として利用し、産業の輸送能力の増進をはかるという経済上の目的からも、鉄道国有は戦後経営の最大急務であるとされた。かくて桂内閣は、戦争終結後、大浦兼武通相の手により、鉄道国有の計画を立て、これに関する法案を閣議に提出したが、決定に至らなかった。

政府は、前内閣の案に基づき、鉄道国有法案を作成し、予算案議了後の議会に提出することにした。鉄道国有法案は、第1条に「一般運送ノ用ニ供スル鉄道ハ総テ国ノ所有トス」と規定して鉄道国有の原則を確立し、明治39年から44年までの6か年間に32の私設鉄道を買収することとした。買収価額は、35年後半期から38年前半期に至る6営業年度間における建設費にたいする益金の平均

割合を、買収の日における建設費に乗じた額を20倍した金額とし、ほかに貯蔵物品は時価に換算した。また、買収代価は、買収の日から2か年以内に券面金額により5分利付公債をもって交付することにした。なお、政府は京釜鉄道買収法案も同時に提出した。

2月17日、鉄道国有法案が閣議に提出されると、加藤外相があくまでも同案に反対して紛糾した。原内相は、この日の日記に、「加藤近来不健康にてあまりに神経的なるが、此の法案に反対するは単に夫のみならずして三菱一派の反対もありと聞けば原因は他にもあらん⁽³⁾」と記している。加藤の鉄道国有反対論は、のちに彼が新聞記者に漏らしたところによると、次の3点に要約される。「政府が鉄道私設法に於て民間会社に対し二十五箇年の営業既得権を認むるに拘らず、該年限の経過を待たずして私設鉄道の買収を強制的に行ふは即ち人民の権利を侵害するものなり」、「私設鉄道買収の爲め四億乃至五億の公債を発行すると云ふは実に由々敷大事にして、之が爲め公債の下落を見るは論なく、延て経済財政に及ぼすべき影響の重大なるに至ては逆め親るべきものあり」、「買収したる鉄道を経理して其効用を完うせしめ公益に適はしむると同時に多大の収益を得て国庫の財源に資するの胸算ある由なれども、之を既往及び今日の鉄道経営の實際に照して果して其目的を達せんことは信ずる能はず。」⁽⁴⁾

19日、原は加藤を訪れ、枉げて鉄道国有に賛成するよう説得したが、加藤は自説を固執して譲らなかつた。かくて原は、加藤の辞職もやむなしと考え、「要するに加藤は到底此内閣の運命を短命なりとし、又藩閥に対する悪感情並に軍人に対し之を抑制せんと欲するものに似たるも、是れは今日に於て内閣の基礎未だ鞏固ならざるに爲すべき政策にあらざるも彼れは之を解せず、其点に於ては極めて幼稚なる考を有せり⁽⁵⁾」と加藤を酷評した。28日、閣議は鉄道国有法案を議定し、加藤は辞表を提出した。ついで3月3日、政府は鉄道国有法案を衆議院に提出した。この日、加藤は免官となり、外相は西園寺首相の臨時兼任（林董駐英大使帰国まで）となった。

鉄道国有法案にたいして、政友会は、3月14日、原案賛成の党議を決定し

た。大同倶楽部は、党内が兩派に分かれて紛糾したが、原内相が安楽兼道警視總監をつうじて介入した結果、政友会と行動を共にすることになった。憲政本党は反対の党議を決定したが、党内には強硬な賛成論者もいたので、除外例を許すことになった。政交倶楽部も同様であった。無所属からは16名の賛成者が出た。かくて16日、衆議院は109対243の多数をもって鉄道国有法案を可決した。しかし、舞台裏では、三菱系の鉄道資本家による議員買収工作がすすめられていた。

「一昨日已来九州鉄道の仙石貢、日本鉄道の曾我祐準等聯合して大に議員間に運動する内報を得たるに因り、昨夜より警視總監に命じて大に警戒を加へしめたり⁽⁶⁾」、「井上伯を訪問したり、此間中より鉄道案に付尽力尠なからざりしに因る、然るに丁度九州の貝島太助、麻生太吉、平岡浩太郎等、九鉄社長仙石貢が大に議員を買収すべしと唱へたるに対し之を抑止する為めに尽力し、且つ何とかして仙石の顔も立てたしと云ふに因り、余は絶対に修正を許さず且つ党議を動かすの余地なき事を断言したり、伯は因て仙石に勝手にすべしと告ぐべしと彼等に云ひ渡せり、夜に入り京橋署長をして仙石に注意を与へたれば彼は時機のものはや如何ともする事なきを解して運動を断念したる由秘書官を遣はし貝島等より聞取りたり、余は警視總監並警保局長より此注意の事を聞き一時見合すべき旨命じたるも既に署長仙石方に赴きたる後なりしが、仙石は却て其好意を謝したりと云ふ⁽⁷⁾」。

鉄道国有法案が貴族院に送付されると、同院は、3月27日、買収鉄道32のうちから一地方の交通を目的とする鉄道15を削除し、買収期間を6か年間から10か年間に、代価交付期間を2か年以内から5か年以内に延長する修正を施してこれを可決し、衆議院に回付した。この日は会期の最終日であり、しかも余すところわずかに数時間に過ぎなかつたので、西園寺首相は衆議院にたいし、貴族院の修正に同意するよう要求した。政友会の院内総務長谷場純孝は、討論を省略して直ちに採決すべしとの緊急動議を提出したので、議場は極度の混乱に陥り、反対派はことごとく退場もしくは棄権した。かくて貴族院修正案は214

票をもって可決され、鉄道国有法案は1票の反対もなく議会を通過成立した。

かくて政府は、明治39年から48年までの10年間に、北海道炭砒・北海道・日本・岩越・北越・甲武・総武・房総・七尾・関西・参宮・京都・西成・阪鶴・山陽・徳島および九州の主要17社線を買収することになった。しかし、買収による利益を当て込んで、私設鉄道がにわか線路・設備等を増設するなどの弊害の発生を見たため、買収即行に変更され、39年10月から40年9月に至る1年間に、私設鉄道17会社全部の買収を終わった。38年度の私鉄開業線路3247マイルのうち2823マイル余が買収され、車輛・停車場・貯蔵品その他を含めて、買収価格総額は4億8198万円の巨額に達した。これは買収された私鉄会社の払込資本金2億1759万円の2倍以上に相当し、鉄道会社への投資者はこれにより非常な利益をえた。買収価格算出の標準年度となったのが鉄道界好況の時期であったので、金額の面で利益したうえに、明治40年代の不況にさいし、その株式は有利確実な国債に転換されたからである。このために発行された公債は4億7632万円であり、政府はこれを42年3月から7月にかけて交付した。そのほか、旧会社の社債を政府が継承し、また旧会社の債務整理公債を発行している。これを加えると、公債総額は5億3975万円になる。そして、この公債は、戦後の新規発行公債の大部分を占めており、日露戦争で累積された公債はさらに累増することになった。

第22議会閉会后、原内相は警視庁改革を断行した。

これよりさき、日比谷騒擾事件にたいする警察の措置は民衆の怨みを買ひ、警視庁廃止論を盛んにした。39年9月、東京市会が警視庁廃止に関する意見書を満場一致で可決し、内務大臣に提出したのをはじめとして、10月には、東京府会・市会各議員と市政新聞記者によって警視庁廃止期成同盟会が組織され、11月には、東京市長尾崎行雄・同市会議長大岡育造が警視庁廃止意見書を貴衆両院議長に提出し、東京府会も同意見書を可決して内務大臣に手渡した。

しかし、原は警視庁廃止には反対した。翌39年2月7日、衆議院請願委員会で警視庁廃止の請願が審議されたとき、彼は「絶対的不同意」を主張し、つい

に不採用を決定させた。⁽⁸⁾ について10日、野党は警視庁廃止の目的で同庁新築費削減の意見を予算会議に提出したが、実現しなかった。さらに22日、同庁廃止の建議案を本会議に提出したが、政友会が反対したため、100対175をもって否決された。原の関心は、警察にたいする民衆の反感を利用して警視庁の改革を断行し、山県系官僚の巢窟となっている警察組織を政党の影響下に引き入れることにあった。

内相就任直後の1月12日、彼は日記に書いている。「芳川顕正を訪ふて同人内務大臣たりし時代に於ける本省と地方官の人物並に系統に付聞取りたり、彼等も警視庁の跋扈に苦み大浦等が勢力を地方に迄張るに困難したる由なり、芳川の考にては警視庁官制を改革し地方庁同様になすの必要を認むるものゝ如し。」⁽⁹⁾

そして17日、警視庁改革に協力するという条件で、安楽兼道を警視總監に抜擢した。同時に、内務次官に地方局長吉原三郎を、地方局長に秋田県知事床次竹二郎を、警保局長に判事古賀廉造を、それぞれ任命した。吉原と古賀は、司法省法学校時代の原の同窓であった。⁽¹⁰⁾ について、官制改革の準備をすすめ、あらかじめ山県の反対を封じておいた。「兩三日前山県をも訪問して警視庁改革の状況を述べて其賛成を求め置きたるに山県は同感を表し、同人内相たりし時代に当時の警視總監が内相を差措きて伊藤首相に交渉したる事ありし実例を説き、尚ほ大浦兼武就任の際にも改革の必要を示したる旨物語れり、右様の問題に関し世間には元老に内談する事を非難すれども、目下の政界に於ては彼等に内議する事は最も必要なり。」⁽¹¹⁾

警視庁の官制改革は、4月18日に発表された。これまで、高等警察に関するかぎり、警視總監は総理大臣と内務大臣の両属になっていたのを、内務大臣の直属にあらため、高等警察事務を単一の分課とした。すなわち、警視總監の権限を規定した条文中から、高等警察事務に関する条文が削除され、總監官房の分掌事務の第5項にあげるにとどめた。「官制に於ては内閣の関係を除きたる外に実体に於て著るしき変更なきも、人員は大更迭をなしたり、警視庁創設已

来今回の如き大改革は之なかりしなり、要するに同庁は是迄割拠の勢をなし、殊に大浦兼武の如き警視總監として勢力を扶植し、内海忠勝内相たりし間は最も甚しかりしに因り今回の改革を以て之を一洗したり。⁽¹²⁾」そして翌日、原は警視庁に赴き、警視等を集めて「訓示的演説」をした。⁽¹³⁾内務大臣が直接訓示をするのは、前例のないことであった。

警察の指揮権を確立した原は、山県ら元老に手をうったうえで、地方官の大異動を断行した。7月28日、老朽・無能な知事6名を休職にし、事務官36名を免職にするとともに、新進事務官6名を知事に抜擢し、知事4名をより重要な県に栄転させた。同時に、知事の年俸を200円増やし、事務官1名を減じてその俸給を事務官加俸にまわし、判任官以下にも増俸の措置をとった。2度目の大異動は、12月から翌40年1月にかけておこなわれ、知事6名が免官になり、⁽¹⁴⁾16名の知事が異動もしくは栄転した。かくて地方官界に張りめぐらされた山県系情実人事の残滓が一扫された。

鉄道国有について、西園寺内閣が着手した戦後経営は、南満州経営であった。西園寺首相は、第22議会終了後の4月中旬から1か月間、微行で満州を視察し、帰朝後、満州経営の方針を決定した。そして8月1日、ロシアから東清鉄道の受領を終わったので、関東都督府を設置して関東州租借地の統治に当たらせると同時に、南満州における鉄道線路の保護および取締りに従事させることにし、9月1日、陸軍大将大島義昌を関東都督に、石塚英蔵を民政長官に任命した。東清鉄道の経営については、11月26日、南満州鉄道株式会社を設立し、翌40年4月1日から営業を開始した。総裁には台湾総督府民政長官の後藤新平が任命された。同社の資本金は2億円であったが、その半額は政府が引き受け、鉄道とその附属財産ならびに撫順・煙台炭鉱をもってその出資に充てた。残額1億円のうち2000万円だけが公募され、8000万円は株式によらず社債をもって資金に充てた。そのほか、政府は、会社の配当金が年6分に足りないときは、政府の持株にたいする配当を免除し、一般株主にたいしては向こう15年間6分の利子補給をおこない、また政府が社債の元利支払いを保証するなど

の特典を賦与し、さらに鉄道保護のため独立守備隊を編成してこれを満州に派遣した。同社の一般募集株が白熱的人気をもって迎えられ、10月5日の募集締切りまでに、その総株数9万9000株にたいして1077倍の申込みがあったのは、いわば当然である。

- (1) 大津淳一郎『大日本憲政史』第6巻, 228～9ページ。
- (2) 信夫清三郎『大正デモクラシー史』I (日本評論新社, 1954年)には、「西園寺内閣は、明治三十九年の第二十二議会に工業の保護関税(関税定率法改正案)を提案した。法案は、米の輸入を無税と規定した」(134ページ)と書かれているが、誤りである。政府原案では、米および粳の輸入税は関税定率法の対象外としていたので、輸入税表中に記載されていなかったのである。「無税」と規定していたわけではない。また、「非常特別税はそのままであり」(同上)というのも、不正確である。非常特別税法中の輸入税に関する規定は廃止されることになっていたものであり、問題は、米および粳だけは例外として、非常特別税法に残すか、それとも他の輸入税と同様に、関税定率法に移すか、という点にあったのである。
- (3) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻, 168ページ。
- (4) 小林雄吾編『立憲政友会史』第2巻, 1924年, 308～9ページ。
- (5) 『原敬日記』第2巻, 169ページ。
- (6) 同上, 171ページ (明治39年3月14日)。
- (7) 同上, 171～2ページ (明治39年3月15日)。
- (8) 同上, 167ページ。
- (9) 同上, 164ページ。
- (10) 明治44年8月, 第2次西園寺内閣が成立して原が再度内相に就任すると、床次は内務次官に任命され、古賀と安楽は警保局長と警視總監に再任された。
- (11) 『原敬日記』第2巻, 175ページ (明治39年4月14日)。
- (12) (13) 同上, 176ページ。
- (14) 栗林貞一『地方官界の変遷』1930年, 96～8ページ。『原敬日記』第2巻, 188ページ。

2 軍備拡張と郡制廃止問題

明治39年12月25日に召集された第23議会の課題は、戦後経営の主眼である軍備拡張計画にたいし、議会の協賛をもとめることにあった。

第23議会における各党派の議席数は、政友会171、憲政本党94、大同倶楽部63、猶興会36、無所属15、であり、前議会とくらべて、政友会の22増にたいし、大同倶楽部の13減が注目される。猶興会は、議会召集当日、旧政交倶楽部所属の代議士により組織された団体である。

政友会は、40年1月19日、定期大会を開催して、「本会は既定の主義方針に依り此等百般の急務〔産業の発展・内治の刷新・韓国の保護・満州の経営〕を積極的に挙行し、益々国家の進運を開導せんことを期す⁽¹⁾」と宣言し、政府督励の態度を鮮明にした。しかし、憲政本党と大同倶楽部では紛擾があいつぎ、その内情は複雑であった。

憲政本党では、前議会閉会後から、改革派の動きが活発になり、政権獲得の妨げになる大隈重信総理と犬養毅政務委員に批判攻撃が集中していた。犬養とならび称せられる大石正巳までが改革派にはいり、箕浦勝人・武富時敏なども改革派の中心であった。1月20日に開かれた党大会では、改革派の画策が成功して、「四囲の形勢に察し 帝国の地位に鑑みて軍備の充実を計るは勢の己むべからざるものなり、故に吾党は国力に応じたる適当の計画を立て以て充実の目的を全うせんことを期す⁽²⁾」との宣言書を可決した。これは軍備拡張予算に賛成する態度を表明したものであり、多年、消極主義を標榜してきた憲政本党は、いまや俄然、積極主義に豹変した。また、党則改正をおこない、従来の政務委員を廃止して評議員の選挙により常議員15名を置くことにし、大隈総理が引退を声明した。

大同倶楽部でも、39年9月28日に佐々友房が病没してから、幹部派と非幹部派の内訌が絶えなかった。12月23日の総会では、「満韓及樺太の経営を完成し戦勝の効果を確実にある事⁽³⁾」「中外の形勢に対照し、軍備の充実を期する事⁽³⁾」など、第23議会にとるべき政綱11条を議決したが、院内委員選出をめぐる非幹部派の不満が爆発し、高梨哲四郎ら13名が脱退するに至った。

議会が再開された40年1月22日、政府は明治40年度総予算を衆議院に提出し、阪谷蔵相は、予算の大綱について、つぎのように演説した。「明治四十年

度は大戦役後の状況に鑑み重きを国力の培養に置き、財政計画を立つるに当りては新に増税を為さざるは勿論、鉄道の建設改良、電話の拡張及製鉄所の創立等、凡そ生産事業の財源に充つべきものの外は、公債の募集は一切之を為さざることとし、努めて一般経費を節約するの方針を採れり。⁽⁴⁾」

明治40年度総予算は、「井上伯の万事現状維持論即ち大消極論によりて調製したる予算案⁽⁵⁾」を下敷にし、桂前首相が陸軍と大蔵の間を斡旋してようやく編成できたものであった。

陸海軍両省の継続費新規要求は、「陸軍拡張を主張すれば海軍も之に倣ふ、海軍拡張するも亦然りと云ふ有様にて、しかし其立案は多くは俄造りにて勝手に突然概算にて請求する次第なり、毎々陸海軍の此の如くなるは国家の為め痛歎すべき事ながら彼等は之を慣用手段となせり。⁽⁶⁾」
「午後松田と共に西園寺を訪ふて大蔵と陸軍とに於ける交渉の現況を聞くに、西園寺が桂に対し斯くては内閣を罷むるの外なしと云ひたるに、桂大に驚き且つ極めて其不可を唱へ、寺内を呼んで懇篤説示したる結果、寺内は今朝西園寺を訪ふて、計画を改め二師団増設の事となし、大蔵より海陸に各五百万円づゝ割振らんとするに更に五百万円を加へ毎年一千万円以内に於て經常費を支弁し、臨時費は陸軍の遺線にて二千万円を出す事となして折合はんとの意見を述ぶるに因り、阪谷を招き協議せしめたるに、夫れなれば大分接近したる案に付何とか計算し見るべしと云ふに付、明日の閣議には間に合はざるべきも近日兎に角大蔵省の対案を見るならんと云ふ、……寺内の譲歩は桂の勧誘にも依るべく、桂は現内閣に好意を以て斡旋するは事実なり、去りながら寺内も現状維持に決せば何事も出来ず、且つ二千万円の余裕ある事を云ひたるにより此分を国庫に向つて吐き出さざるを得ざるに氣付きて折合談を出したるかも知れず、陸軍は往々此くの如き手段を取れり。⁽⁷⁾」

日露戦争直後の陸軍の軍事計画の基礎となった用兵計画は、39年2月26日、大山巖参謀総長が上奏し、裁可をえた「明治三十九年度日本帝国陸軍作戦計画要領」であった。この作戦計画の特色は、日露戦争の勝利と日英同盟の関係から、従来の守勢作戦を改めて攻勢作戦を採るに至ったことにある。作戦計画

は、敵国をロシアと想定し、「独、仏、清の三国或は其の内の一、二国露国に同盟する場合に於ても我主作戦は先づ露国の主力を求めて之を攻撃す⁽⁸⁾」と付記していた。

このような作戦計画が策定された背後には、日露戦争後の情勢を「稍長期なる休戦」ととらえる認識があった。すなわち、講和条約締結に先だつ38年8月、山県有朋参謀総長は、「戦後経営意見書」を内閣に提出した。そのなかで、「今回の戦争は幸にして我か全捷に帰したりと雖も、露国は其の敗北の爲めに久しく恢復する能はさる程の打撃を受けたるに非ざるなり。彼れの海軍は殆んど其の全部を失亡したるを以て之を恢復すること固より容易ならず、従つて今後若干年の間は到底大艦隊を東洋に派遣すること能はさるへしと雖も、其の陸軍に至りては其の失ひたる所甚だ少なく、毫も其の実力を減損したるの跡あるを見ず。若し多少の時日を費やして之か改良整頓を成就するに於ては、重ねて南下運動を開始して我れに向つて復讐を試むる決して難事に非ざるなり⁽⁹⁾」とロシアの軍事力を分析し、「要するに今回の平和は稍長期なる休戦として之を視ること最も適當なるべく、之によりて東洋永遠の平和か確立せられたりと信するか如きは実に誤まれるの甚しきものと云ふ可く、従つて我れは今後大いに陸海の軍備を拡張し、以て何時にても敵の復讐に応し得るの準備を整頓せざる可からざるなり。……軍備拡張の如きは其の堪ふる所に非すと云ふもの思ふに多数の賛成を得へしと雖も、戦後に於ける軍備の拡張は帝国の存立上止む可からざるの大事にして、縦令ひ薪に坐するも亦之を実行せざる可からざるなり⁽¹⁰⁾」と主張した。

翌39年10月、山県元帥は、戦後経営に着手し軍備拡張をはかるにあたり、陸海軍協同の作戦計画を立て、両者の分担任務を定める必要を感じ、帝国国防方針案を添え、上奏するに至った。その作戦計画において、第一の敵はロシア、第二の敵は清国と想定され、「最モ注意スヘキハ第一ノ敵タル露国ト第二ノ敵タル清国トカ相合シテ我ニ当ルノ虞リアルコト是レナリ⁽¹¹⁾」と強調された。12月14日、山県の私案は元帥府へ諮詢され、元帥会議はこれを適切なものと認め、

陸海協商して国防方針を立案せしめるよう奉答した。かくて20日、奥保鞏参謀総長・東郷平八郎海軍軍令部長は、勅命を奉じ、国防方針策定に関する商議を開始し、40年2月1日、帝国国防方針・国防に要する兵力・帝国軍用兵綱領の3件を策定して復奏、「国防方針ハ政策ニ至大ノ関係ヲ有スルヲ以テ更ニ之ヲ首相ニ御下問審議セシメラレ度、要スレハ国防所要力ヲ首相ニ閲覽セシメラレ⁽¹²⁾度」旨をも口演上奏した。かくしてはじめて、西園寺首相は、勅命により国防方針を検討し、所要兵力の内覧を許され、「帝国ノ国是ニ基キ極メテ適当ナリト認メ後來之カ完成ヲ期ス⁽¹³⁾」と奉答した。そして、4月19日の元帥會議に付議されたのち、岡沢精侍従武官長から寺内陸相・斎藤海相へ御嘉納の旨が伝達された。

山県が国防方針案の前文でとくに強調していたのは、「政略戦略ノ一致」と「陸海兩軍ノ協同」であったが、帝国国防方針および用兵綱領の策定過程は、まさにその点で重大な問題をはらんでいた。

まず第一に、国防方針は統帥部と内閣との協議を経ず、すなわち政略への配慮を抜きにして立案され、西園寺首相にたいして陸海軍の決定の追認をもとめるに等しいかたちで審議がまとめられたことであり、西園寺は奉答にあたって主要閣僚にも協議しなかったものと思われる。また、所要兵力量については、首相の審議は認められず、「内覧」が許されただけであり、用兵綱領は内覧さえ許されなかった。かくて山県上奏私案で「軍事諸経営ノ根源ヲ為スモノ⁽¹⁴⁾」とされた国防方針は軍の独占物とされ、軍事行政をも含めた軍事諸事項を内閣の関与から引き離し、憲法典のうえでは明らかに別条である編成大権を統帥大権のなかに取り込んでいったのである。

第二に問題なのは、帝国国防方針では「露米仏ノ順序ヲ以テ仮想敵国トナシ⁽¹⁵⁾」と規定されていたが、用兵綱領をあわせ読むと、陸軍と海軍の仮想敵国は明らかに分裂していたことである。すなわち、陸軍については、ロシアを仮想敵国とし、その主たる作戦を北滿に、支作戦を韓国鏡咸道・吉林省東北部・南部沿海州にわたる地域に置き、海軍については、アメリカを仮想敵国とし、開

戦勇頭、敵の東洋における海上兵力を掃蕩して西太平洋を制御し、敵本国艦隊の来攻を待ってこれを邀撃する、と機械的に併記されていた。かくて国防方針の策定は、陸海軍の戦略の統一とは正反対の結果をもたらし、しかもそれを允裁⁽¹⁶⁾によって最終的に権威づけてしまった。

国防方針実現のための所要兵力量は、陸海軍ともに日露開戦時のほぼ2倍、陸軍は平時25個師団・戦時50個師団、海軍は戦艦8隻・装甲巡洋艦8隻を基幹とする、いわゆる八・八艦隊とする。陸軍は、この目標を達成するため、戦前の13個師団（近衛および第1～第12師団）に加えて、戦争末期に増設した野戦4個師団（第13～第16師団）を存置して完成せんとし、明治39年度に要求してこれを実現した。新設の4個師団はいずれも満韓駐屯の計画であったが、のちにその駐屯数を2個師団に改め、別に4個師団を内地に建設することにした。そして40年度には、2個師団（第17・第18師団）の増設・騎砲交通各兵の増設のほか、歩兵在営年限の短縮（3年制を2年制に）・軍隊内務書の改訂・兵器局の新設などを要求し、軍備充実の費用合計1億7527万円を計上した。かくて日露戦後の陸軍軍備は、平時19個師団・戦時38個師団を前提として、諸般の動員計画業務が実施されることになった。また、海軍は、戦前の艦艇保有量25万8000トンを増強して約50万トンを増強することを目標にかかげ、この目標に従い、はじめてアメリカへの対抗を予定した建艦計画案として、明治40年度から7か年の継続事業により、総額2億5157万円をもって大小艦艇31隻を建造する計画を立て、第23議会で提出した。

以上の軍備拡張計画は、39年12月4日の予算閣議で検討された⁽¹⁷⁾。その席上、「寺内陸相が説明する所によれば、二箇師団を明年度より増設し又明年末より二年兵役制を改め又之に対する臨時費をも増求したるものなり、斯くして新設二師団は七ヶ年にて完成し結局十七師団に加ふるに更に二師団を以てして総計十九師団となるべし、経費は四十年より五十年に至るまでの計数を示したるが、四十年より漸次増加し完成に至りて年々一千万円の經常支出となる計算なり（二年兵役費とも合せて）、又寺内の説明中、児玉参謀総長の頃より二十

師団となす考なりしも財源なきにより今回十九師団となす事に改めたり、跡の^(ママ)一師団は財政の都合にて他日を期すと云ふ」ことであつたが、「其他日一師団なるものは単に陸軍省の希望若くは計画と云ふに止りて今日閣議に於て決定し置くの趣旨なるや」という原内相の追及にあつて、寺内は「いや決して内定し置くこと云ふ次第にあらず、単に陸軍限りの考にて其希望をなし置くまでなり」と明言し、41年度以降さらに1個師団を増設する計画は、事実上、撤回させられてしまった。「又斎藤海相の説明によれば、最初は拡張の新案もありしが財源の許さざる所より已むを得ず一切之を撤回して、単に軍艦水雷艇補充金を得て七年間に戦闘艦已下数隻新造の計画をなすに止めたりと云へり、海相自ら云ふ如く此案は海軍省内にては不評判なれども已むを得ず之に決定したりと、海相始めより陸軍の如く頑論を主張せざりき。」

軍備拡張を根幹とする明治40年度総予算は、歳入・歳出ともに6億1139万円で、前年度予算に比して約1億2000万円の激増を示したが、それは、臨時事件費特別会計が39年3月31日をもって終結するため、同会計に属する事業のうち、まだ竣工に至らないものを継続費として一般会計に計上したからであつた。経費の著しく増加したのは陸海軍両省の所管であり、陸軍省所管の経費1億1161万円、海軍省所管の経費8248万円、両者の合計は歳出総額の約3分の1を占めていた。そのうち、新規要求の継続費は、陸軍省において、守備充実および歩兵2年現役の臨時費2200万円（11か年継続・総額7799万円）、4個師団管轄および初度調弁費1129万円（4か年継続・総額3251万円）、海軍省において、補充艦艇費1094万円（7か年継続・総額7658万円）であつた。また、継続費総額は6億5187万円、当年度年割額は1億1367万円、その3分の2は陸海軍の経費であつた。

衆議院では、政友会と大同倶楽部が政府予算案に賛成したが、猶興会は軍備に偏して生産事業を閑却するものと難じ、政府案に反対した。憲政本党は、当初、政府案に反対していたが、予算委員会の末期に至り、にわかに政府案賛成の党議を決定した。鳩山和夫が同党を代表しておこなつた賛成演説は、政友会以上の積極主義であり、同党の旗幟変更を闡明したものであつた。⁽¹⁹⁾政府は、

委員会審査のさいに、輸入原料砂糖戻税存続案未提出のため、みずから予算案を修正して砂糖税払戻金400万円を削除し、衆議院は40年2月12日、この政府案全部を可決した。ついで、貴族院は、北海道森林費16万円ならびに釧路・留萌築港費31万円を削減したが、衆議院がこれに同意したので、明治40年度総予算は3月9日、議会を通過成立した。

第23議会において政争の焦点となったのは、郡制廃止問題であった。郡制廃止が実現すると、郡はいずれも純然たる行政区画となり、郡長および郡役所はなお存続するが、それらはもっぱら国の地方行政官庁たる性質を有するにすぎないものとなり、内務大臣—府県知事—市町村長という脈絡を通じて、政党の影響力が官僚機構の底辺にまで浸透することになる。当時の輿論がもともといていたのは、このような郡制廃止ではなく、郡役所の廃止であったが、原敬にはその気はまったくなかった。

2月19日、政府は、郡制廃止法案を衆議院に提出し、21日、原内相が趣旨説明をおこなった。この日の日記に、原はつぎのように書いている。

「此案は昨年議了に至らず貴族院にて握潰したるものなり、尤も当時は賛成者側よりも此際延期しては如何と云ふに因り之を諾したるものなりしが、爾來大浦兼武、清浦奎吾、平田東助等山県の意を承け、小松原〔英太郎〕、一木〔喜徳郎〕、関清英等と共に必死になりて昨年来反対し居たるも、余は之を意とせず、幸に貴族院に通過すれば山県系の跋扈を一挙にして踏破り国家の利益大なるべく、万一否決せらるゝも、貴族院は輿論に反抗したるものにて其責は彼等之を負ふべき順序なるに因り、躊躇なく提出せしものなり、又山県系は之を利用して余を苦しめ内閣を傷けんとするの策なるも、余は彼等と争ふには郡制の如き輿論の賛成を後援となして之を争ふの利なるを認め恰も彼等の挑戦に応じたる訳なり。」⁽²⁰⁾

郡制廃止は内務省でも多数意見になっていたが、自治制の制定者である山県に気兼ねして発議するものがなかった。⁽²¹⁾原は、これを39年3月の第22議会に提出し、衆議院は満場一致で可決したが、貴族院で握りつぶされた。その間の事

情について、原は書いている。「此問題は衆議院は殆んど全会一致にて賛成し又国民にも異議者なく、先年児玉源太郎内相たりし時地方官に諮問し四五名を除くの外皆な廃止に賛成し、又先頃余が地方官に諮問せし時も二名を除くの外異議者なく、曩に反対せしものすら廃止に賛成せし程なるも、貴族院には山県系多くは廃止を好まざるに因るなり。⁽²²⁾」「要するに郡制廃止に関して山県元帥反対なるに因り其鼻息を窺ふものは多く賛成し得ざるに因るなり、貴族院の進歩的案件を賛成せざるは必ずしも彼等の蒙昧のみにも非らずして他に如此原因あるなり。⁽²³⁾」

第23議会が開かれると、山県派の官僚、ことに大同倶楽部の黒幕である大浦兼武は、衆議院で原の出鼻をたたくため、猛烈な運動を開始した。桂は、しばしば、再提出を見合わせるよう原に勧告したが、原は、官僚派の攻撃を自分にたいする挑戦と受けとめ、ますます闘志をもやした。そして、1月11日の閣議で、挑戦に応ずる決意を被擱した。

「此法案は性質上に於て甚だ単純なる問題なるも、貴族院に於ける反対論の裏面には離間中傷をなして之に反対せしめ否決して余が勢力を挫くか、又之が提出を見合せなば恐怖して提出せざるものとして余を嘲り因て以て何れにしても或る一派（暗に山県系を云ふ）が其勢力の強大なるを示さんとするものにして、現に大同倶楽部脱会者を引止むるにも、此政府が容易に倒るべき事を云つて彼等をして政府の前途を疑はしめたりと云ふ次第なれば、余は今日之を止むるも必ず他案にて余に反対を試むべし、故に余は進んで破るゝも退て無事を計ること能はずと断言したり。……要するに閣員は此問題に熱心ならず、且つ反対の説を聞て其心を動かし居るが如し、西園寺とても前途を危む様なり、彼等大概政事を解せず、此問題は山県系之を利用して内閣を傷けんとするものにて、之を破るは内閣の基礎を固むるものなりと云ふことを解せざるなり、⁽²⁴⁾」

大同倶楽部は、これまで政友会と行動をともにしてきたが、山県系議員の画策によって反政府の態度に転じ、憲政本党を郡制廃止法案阻止の隊列に引き入

れた。しかし、党議除外例を認めざるをえないという弱点をもっていた。かくて原は、大同倶楽部員を誘引して政友会に引き入れ、両派の提携を破壊しようとした。だが、関清英（大同倶楽部の黒幕総理、貴族院議員・前警視總監）らがこれに反撃し、ひそかに西園寺を説得して、大同倶楽部員の政友会入会を否認させた。原は、西園寺の軽率さに呆れはて、「斯くの如き次第にては余は到底議院政略を行ふこと能はずとて今後断然政党操縦には関係せずと断言し」、「余の西園寺を助けたること一日にあらず、然れども彼れは曾て陸奥伯の評せし如く余り単純にて不熱心且つ周到の意思なく、骨の折るゝこと限りなし、其の割に余の尽力を認め居るとも思はれず⁽²⁵⁾実は呆れかへるなり」と、日記に憤懣を書きつけた。そして、「余は郡制を廃止して山県系を一挙に倒し、其情力によりて今年の府県會議員総選挙を終り、明年の衆議院総選挙に臨み、政党の全勢力を伸張して大に国政を利せんとするも、余一人斯く画策するのみにて他人空々寂々にては到底駄目なり⁽²⁶⁾」と慨嘆した。

衆議院の特別委員の過半数は14名であったが、政友会の委員は12名だったので、慣例に反して憲政本党の肥塚竜が委員長に選ばれた。大同倶楽部と憲政本党は連合して委員会を開かず、郡制廃止法案を握り潰す作戦に出たが、政友会は、3月1日の最終の委員会に、大同倶楽部のなかで除外例を認められた寺井純治と猶興会の岡本金太郎を引き出して、ようやく委員会を開会にこぎつけ、法案を可決した。

翌2日、法案は本会議に上程された。憲政本党の大津淳一郎は、郡制を無用の長物と認めながらも、「県庁と町村役場との取次所」「行政上の一の妨害物」になっている郡役所の廃止をとまわらない郡制廃止では、実際上の効果がない⁽²⁷⁾、と主張して政府案に反対した。しかし、憲政本党の反対が政略上の反対でないならば、原内相がいうように、彼らはすすんで郡役所廃止法案を提出すべきであった。大津を反論して、郡制廃止賛成の演説をおこなったのは、猶興会の尾崎行雄であった。「官僚政治の乾兒たる郡長に、行政権だけを自由に振廻はさせると云ふことは、行政組織の退歩で民権の縮小であつて、……郡役所

等は、自然の結果として廃さなければ、ならぬ筈のものであります……吾々の賛成するのは郡制を廃し、而して郡役所は無論のこと廃する。郡役所の廃止の前提として之を賛成する者であります。⁽²⁸⁾」

採決の結果は188対164、原の予想を10票上回る24票差をもって郡制廃止法案は衆議院を通過した。原は、この日の日記に書いている。「要するに清浦、大浦輩の如き前内閣員の一部が山県が廃止を喜ばざるを利用して現内閣、就中余に当らんとせしも、貴族院に於ける形勢は昨年と異りて賛成者多きを加へたるに驚き衆議院に紛擾を起せしめたるもの故、余は貴族院に於ける成否は何れにても宜しきも衆議院に於ては余の面目にかけて之を争ふの必要を認め彼等を打破りたるものなり。⁽²⁹⁾」

その後も、原は、憲政本党と大同倶楽部にたいし追い討ちをかけた。4日夜、憲政本党の領袖鳩山和夫が、岡崎邦輔・望月右内の線でひそかに原を訪問し、腹心20余名を引き連れ、時機を見て政友会に入会することを談合した。6日には、西園寺と桂のあいだで、「已来大同を打崩さざる事となし、其代り予算全部貴族院修正通り同意せしむる事⁽³⁰⁾」という了解が成立した。桂の援助がなくとも、予算は成立の見通しがついていたので、原はこの取引に不満であった。

一方、原は、貴族院工作をすすめた。当時、貴族院には、子爵議員を主力とする研究会、男爵議員を主力とする木曜会、官僚派の幸倶楽部があったが、山県派の勢力は第4次伊藤内閣の時代ほど強くはなかった。原は、研究会の堀田正養、木曜会の千家尊福のような有力議員を味方に引き入れ、貴族院の分断・支配を実現しようとした。しかし、3月8日、研究会は、42対22で郡制廃止案を否決した。後日、安楽警視總監からの情報によると、「郡制廃止問題に関し堀田正養等大に尽力し、もはや賛成に決せんとするや、山県系の平田東助、小松原英太郎等は堀田を訪問し是非反対しくれよと哀訴し、又一方に於ては多年提携し来りたる茶話会〔幸倶楽部の主力〕は研究会と絶縁せざるを得ずと威嚇し遂に反対せしめたるものにて、堀田は大に不平にて投票の日も療養地より帰京

せざりし⁽³¹⁾』ということであった。13日には、木曜会が30対12で郡制廃止案を可決した。

18日の貴族院特別委員会において、郡制廃止法案は9対4で可決されたが、21日の本会議では、108対149をもって否決された。原はその日の日記に、12〜3票の差まではこぎつけただろうと推測し、「山県系の運動は真に非常なるものにて此結果を来せしが、夫れにしても彼等の力は驚くべきものにあらず、全く縁故なかりし貴族院が斯くまで動き且つ政友会の如き大政党的感情を害するは憲政の爲めに不可なりとの議論を生じたる位なれば、山県の貴族院に於ける勢力も驚くべき程のものには⁽³²⁾あらざるが如し」とのべている。

その2か月後、原が、桂を訪問したとき、郡制廃止案の経過に論及し、「山県は元老にも似ず、昨年余の談話したる時は賛成はせざりしも反対論もなさず、無論に見合すべしとの勧告もなくして非常なる反対をなしたるは誠に謂れなき次第なり」とのべたところ、桂は、「夫れは山県をあまり正直に視たる話なり、山県は伊藤等と異りて表面に反対せずして伸々執念深く反対する性質なり、夫れには屢々困難せり」といって、その実例をあげ、「山県の如き元老はおがみ倒すの外なし、到底彼も長きことなし、或は却て悪くなるかも知れざれども、もはや彼も老耄せり……但し山県に対しては我より呑んでかかるに若かず⁽³³⁾』といった。山県がこれを聞いたならば、逆上のあまり怒髪天を衝いたことであろう。だが、桂は、もはや山県の傀儡ではなく、原と相互に利用しあう間柄になっていた。

- (1) 小林雄吾編『立憲政友会史』第2巻、343〜4ページ。
- (2) 同上、364ページ。
- (3) 同上、370ページ。
- (4) 大蔵省編『明治大正財政史』第3巻、1956年、307ページ。
- (5) (6) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻、208ページ（明治39年11月22日）。
- (7) 同上、210ページ（明治39年11月29日）。
- (8) 陸軍省編『明治天皇御伝記史料 明治軍事史』下、原書房、1966年、1564ページ。
- (9) 大山梓編『山県有朋意見書』原書房、1966年、285ページ。句読点、引用者。

- (10) 同上, 287ページ。傍点・句読点, 引用者。
- (11) 同上, 295ページ。
- (12) 角田順『滿州問題と国防方針』原書房, 1967年, 704ページ。
- (13) 同上, 705ページ。
- (14) 『山県有朋意見書』296ページ。
- (15) (13)と同じ。
- (16) 帝国国防方針および用兵綱領の策定とその問題点については, 角田順, 前掲書, 704～16ページを参照。
- (17) 『原敬日記』第2巻, 211～2ページ。
- (18) 海軍省所管の補充艦艇費は, 一般会計から軍艦水雷艇補充基金特別会計に繰り入れた金額を, さらに同特別会計から一般会計に繰り入れ, これを財源として支出するものであった。
- (19) 『立憲政友会史』第2巻, 376～9ページ。
- (20) 『原敬日記』第2巻, 227ページ。
- (21) 第21議会に, 議員提案として, 郡制廃止法案が衆議院に提出され, 委員会で可決されたが, 審議未了におわった。
- (22) 『原敬日記』第2巻, 171ページ (明治39年3月14日)。
- (23) 同上, 174ページ (明治39年3月27日)。
- (24) 同上, 220ページ。
- (25) 同上, 221ページ (明治40年1月13日)。
- (26) 同上, 222ページ (明治40年1月14日)。
- (27) 大津淳一郎『大日本憲政史』第6巻, 293～4ページ。
- (28) 同上, 298ページ。
- (29) 『原敬日記』第2巻, 229ページ。
- (30) 同上, 230ページ (明治40年3月7日)。
- (31) 同上, 242ページ (明治40年5月23日)。
- (32) 同上, 233ページ。
- (33) 同上, 242～3ページ (明治40年5月26日)。

3 財政計画の破綻と桂の疎隔

明治40年7月19日, 伊藤博文統監は, ヘーグ密使事件を口実にして, 韓国皇帝を讓位させ, ついで24日, 第3次日韓協約を締結した。新協約は, 第1条で

「韓国政府ハ施政改善ニ関シ統監ノ指導ヲ受クルコト」と明記し、法令の制定・重要な行政処分・高等官吏の任免はすべて統監の承認・同意を経なければならないことになり、秘密覚書で、大審院長・検事総長・各部次官・内部警務局長などには日本人を任命すること、韓国軍隊は皇宮守衛の1大隊を残してことごとく解散することが規定された。

さらに、7月30日、第1回日露協約が結ばれ、8月15日に公表されたが、これには秘密協約・追加約款が付属していた。本協約では、清国の独立と領土保全ならびに列国商工業の機会均等主義の承認を規定しながら、秘密協約では、満州を両国で分割することを約し、両国の勢力範囲をロシア・韓国国境の北西端から長春・ハルピン間のほぼ中央を結ぶ線で分け、韓国・外蒙古を日露それぞれの独占の勢力範囲と認めた。

かくて日本帝国主義は、大陸進出の「不動の国策」の足場をきずいたが、やがて内政面で意外な脆さを露呈することになった。

日露戦後の経済界は、講和が無償金に終わったことも加わって、日清戦後のような企業勃興をみるに至らず、金融は緩慢となり、日本銀行は39年3月13日と5月1日の2度にわたって公定歩合を引き下げ、市中金利も39年中をつうじて低落の一途をたどった。しかし、この金融緩慢は、日露戦時の外債募集に起因するものであり、戦時以来の貿易逆調のもとでは、外債の利子支払いという重圧が新たな外債募集によって緩和されることなしには、ただちに企業勃興の要因とはなりえないものであった。38年11月28日、第4回・第5回6分利付国庫債券1億9973万円の償還に充用するため、第2回4分利付英貨公債2500万ポンド（邦貨換算2億1228万円）が発行されたが、その後の募集見通しはまったく立たなかった。そのため、貿易の逆調に起因する正貨流出によって、金融緩慢はやがて金融逼迫に転じるものと予測され、経済界には事業不振の声さえ聞かれるほどであった。

39年6月30日に東京市外債150万ポンド、8月9日に横浜市外債31万7000ポンドの募集契約が成立したことは、このような局面を転換し、企業勃興の気運

を助成する契機となった。さらに、銀価の騰貴に助けられて対清輸出が伸び、生糸・羽二重の輸出も増加したことも加わって、39年下半期にはいと、株価が上昇し、局面はようやく好況へと転じた。日清戦後の企業勃興の中心部門を構成していたのは、鉄道・銀行・紡績であったが、日露戦後の企業勃興は、肥料・豆糟・煉瓦・セメントなどの製造工業と電気鉄道および水力電気が中心となっていた。39年中の計画資本高は10億円を超え、そのうちの4億円近くが11月と12月のふた月に集中していた。

株式ブームは40年を迎えてますます昂進し、『成金』なるもの待合の女將を召集して会社の臨時総会に擬し、自ら座長の席に着き、配当として年玉に東京株式取引所株一株づゝ配分し、当時の出来価格六百幾十円に換算した豪奢一世を驚かさず噂も京童により伝へられしなり』といわれるような、日露戦後の成金の時代を現出した。ところが、1月21日の大暴落を転機に、「株式市場は下落に下落を重ねて『成金』なるもの、この時に於て元の歩に帰し、槿花一朝の夢⁽³⁾』となった。しかし、三井・三菱などの巨大資本は、繁栄の頂点においてその反動を予想し、かえってそれを整理期として期待していたと思われる。三井物産理事の飯田義一が、「この困難なる時機は実に事業の整理時代にして、将来の発達繁栄の基礎は此時に造らるゝものなり⁽⁴⁾』とのべているのは、その例である。日露戦後の企業勃興は、資本規模の巨大な株式会社の設立と既設会社の合併合同による大企業の成立によって特色づけられ、それを基礎とする独占資本形成の動きが、この時期の好況局面のひとつの特徴をなしていた。

株式ブームにもなって金融は緊縮傾向をたどり、株価の暴落は地方弱小銀行の株式投機の失敗に起因する銀行恐慌へとつながっていった。2月21日、名古屋銀行の取付け、3月29日、百三十八銀行（静岡県）東京支店の支払停止を契機に、預金取付け・支払停止が各地に頻発し、40年2月から41年7月までの間に、銀行取付けは139行、休業は47行に及んだ。これらはげしい取付けにあり、支払停止した銀行のほとんどは、39年秋からの企業熱に乗じて、新設会社や株式投機に関与したものであった。また、株価暴落と金融梗塞のため、経営

難・設立難に陥る会社が続出し、40年4月から8月までの間に、解散または減資を決定ないし内定した株式会社は57社、その資本金は1億3857万円に達した。しかし、株価の暴落は、「事業其のものゝ不振衰頽に原因するにあらずして、売買者の比較的無資力の下に、多額の取組みを行へるの結果⁽⁵⁾」であり、銀行恐慌については、「多く取付の厄に際会するものは、或は法外の株券融通を与へ、或は権利株貸を行へるの結果⁽⁶⁾」であつて、金融逼迫と恐慌はまだ一般的現象とはなつていなかった。

40年10月、アメリカで生じた株式投機の破綻に端を發した恐慌がヨーロッパに伝播して、欧米への生糸輸出が激減し、綿糸を中心とする対清輸出も銀価の暴落によって不振に陥つたため、生糸・綿糸の価格が暴落し、過剰生産が顕在化した。恐慌は他の産業部門に波及して金融逼迫と金利騰貴が昂進したため、日銀は、12月4日、公定歩合を1銭8厘から2銭に引き上げた。41年にはいつてからも、生産の減退と銀行の動揺がつづき、景気はまったく沈静して全般的な恐慌状態となつた。

以上のような状況のなかで、西園寺内閣は明治41年度予算案の編成にあつたが、閣内対立のため、ついに大蔵・通信兩大臣の辭職という予想外の結果をまねいた。

政府の計算によれば、41年度の収支関係は、既定の歳入と歳出の差額だけで9893万円に達し、巨額の歳入不足を生ずる見込みであつた。しかし、政府は、非増税・非募債政策を把持して、国庫剰余金（明治39年度歳計剰余・臨時軍事費特別会計剰余金・浮虜収容費償還金）と日銀からの一時借入金によって歳出入の均衡をはかる計画を立て、これを元老にはかつた。国庫剰余金は1億0891万円あつたが、これによって41年度の歳出入を均衡させたととしても、翌年度以降、毎年巨額の歳入不足を生ずることになるのは明らかであつた。かくて松方正義・井上馨らは、政府の経費を節減し、事業を繰り延べ、なお不足するばあいには増税を断行して、財政の基礎を鞏固にするよう西園寺首相に勧告した。

11月25日、山県・松方・井上は、首相官邸で西園寺・阪谷と会見し、その結

果が翌日の閣議に報告された。「西園寺の云ふ所にては山県は繰延を予防するものゝ如く（多分陸軍の大繰延論を恐れたるならん）、井上は経費の節減を唱へ、松方も同様なるが、三人の意向にて今期議会に増税案を提出する事は殆ど一致したり、去りながら地租増徴は不可なりと、又外債も内債も募集する事は不可なり、明年償還すべき公債一億に対する遺繰の爲め、日本銀行増資並に保証準備の拡張は三人とも之を不可なりとし就中松方大いに反対したり。」閣員の意向は、「増税を今期議会に提出する事は不可なり、事業繰延は之を努め、已むを得ざる部分のみ公債を募集すべし、日本銀行増資云々は明年借替の一億万円に対し好方法を按出せば之を廃するも可なり、否らざれば此方法による外なしと云ふに一決し、其趣旨を以て阪谷より元老等に説く事となせり。」⁽⁸⁾

しかし、松方と井上は、内閣の意向に容易に同意しなかつた。原は、「此事は要するに井上が国家並に内閣に対する好意より陸軍の大繰延を主眼として提議せしに起りたるものなれば、今陸軍をして大繰延に同意せしむる事能はざる已上は殆んど目的外れの事となるが故に、井上を説かば何とか纏りの付く事ならん⁽⁹⁾」と考え、29日、井上を訪問して、「今日十分の意見を述べらるゝは可なれども、強て之を主張せらるれば内閣は倒るゝまでなり、然るに四十二年度予算編成の時に際せば紙上の計算も合はずして不足を告ぐる事となるべし（今日の情況通りなれば）、其時は増税にも訴ふる事あらんが、其増税をなす前には政府非常の決心を以て経費節減を断行せざるべからざるにより、其時こそは井上の持論始めて効果あるべし⁽¹⁰⁾」と論じたところ、井上は大いに心を動かされたようであった。西園寺も、井上と桂に会って、「今日増税をなし又は大に繰延をなすが如き事は自分の力にてなし得ずと断りたるに因り」、井上と桂が協議して、「軍費の繰延と増税とを四十一年度に於て決行⁽¹¹⁾」するという線で、「桂、井上にて内部を纏め夫れより首相の決心を促がす事」となった。

調停工作の間、桂は、増税賛成を条件に、大同倶楽部と政友会の復縁をもちかけたが、原は、「大同の如き廉恥節操を知らざるものと提携するは危険にて、且つ彼等が明年の選挙に助勢されん事を頼み来るの虞あるにより、成るべく彼

等を近寄せざる策を取る」⁽¹²⁾ことにした。

12月14日、原は西園寺を訪れ、「阪谷、齋藤、寺内も来会して予算の内議を纏めたり、即ち増税は阪谷の提案中より酢、醤油の課税を見合はせしめ、酒、砂糖、石油丈けに止むる事となしたり、……繰延は陸軍二千づつ三ヶ年（但し臨時事件費の残をも含む）、海軍は今朝桂にも面会せし由にて六ヶ年に五千二百万斗り繰延を増加し来りたるに因り夫れに決定し、通信其他は出来得る丈け繰延並に増収を計る事となし其内定書に皆な記名したり。⁽¹³⁾」ひと月前、西園寺と原のあいだで、「如何なる事あるも明年の総選挙を終るまでは政府を退かざる事に決定」⁽¹⁴⁾していたので、原は不満ながらも妥協案取り纏めに努力したが、「西園寺は動もすれば投出さんとするには迷惑したり。⁽¹⁵⁾」15日の閣議でこの予算案を決定し、翌日の閣議に松方・井上・桂も来会したが、山県は病気のため欠席した。「昨日閣議の決定を元老並桂に告げ、一同内閣の議のよく纏りたることを称賛して全然閣議の決定に同意し、彼等も閣員と共に決定案に署名せり。⁽¹⁶⁾」

ところが、後になって、意外なところから横槍がはいった。治水費を5か年間50万円ずつ繰り延べるのを3か年間の繰延べに変更したところ、桂がこれに異議を唱え、頑として譲らなかつた。結局、治水費は年度割を変更して予算を調整することになったが、原は桂の真意をはかりかねた。そして、「或は余が大同倶楽部の賛成を頼まざるに不快の色あるに因り、彼れを反対せしむる口実を作らんが為めか、又は何か山県等より云はれて現内閣を助ることの熱心ならざるを示さんが為めか、何か事情のある事」⁽¹⁷⁾と推測した。

いよいよ確定予算を編成する運びとなったが、こんどは鉄道予算をめぐる紛糾が生じた。鉄道予算の争点は、山県通相が鉄道建設・改良12か年計画を立て、既定事業費1億3800余万円に新計画1億3400余万円を追加し、合計2億7300万円として年割額の変更を要求したのにたいし、阪谷蔵相は、軍事費まで繰り延べているのに鉄道のみ新事業を認めるのは他の事業との均衡を失ずるとして、既定年割額のほかはただちに着手を要する事業のみに限るべきだと主張したことにあった。山県通相は、12月27日、鉄道会議を召集して予算変更案を

決定し、鉄道国有後の計画は前議会以来の問題で、大蔵省はもちろん、閣議も逋信省の計画に同意していたのではないかと主張して譲らなかつた。結局、翌年1月に至り、西園寺首相の裁定によって逋相對蔵相の確執は解決され、逋相はその要求を貫徹し、閣議もこれを是認した。

ところが、こんどは、桂と松方・井上両元老がつむじを曲げ、「内閣が円満なる解決を望むに於ては之が善後策として財政案を元老大臣會議に於る決定に引戻さざるべからず⁽¹⁸⁾」と言いだした。1月12日、西園寺が三人を歴訪して同意をもとめたが、三人は頑として応じなかつた。桂のごときは、西園寺が「已むを得ず辭職すべし」と内話すると、翻意をもとめずに、「右様のことは到底出来得べきにあらず、去りながら若し辭職するに於ては伊藤に説きて之を止め単に一部の更迭にて段落を告ぐる事受合ふべし」と、かえって辭表の提出を慫慂する言を吐いた⁽¹⁹⁾。困惑した西園寺首相は、13日、阪谷・山県両相とともに辭表を提出し、翌日、他の閣僚もこれにならつた。阪谷・山県の辭職は聴許されたが、西園寺以下各相の辭表は却下され、蔵相は松田法相、逋相は原内相のそれぞれ兼任となつた。

西園寺が辭表を提出したのは、政權担当に嫌氣がさしたのか、桂の口車にのせられたのか、不明であるが、桂の言動は奇怪であつた。寺内陸相でさえ、14日付の山県有朋宛書簡に、「今日茲に至候迄之桂侯之考慮は、何辺に有之候乎は、更に合点致不申候得共、熟々其経過を鑑み候得者、如何にも奇妙不思議之行路と奉存候⁽²⁰⁾」と書いている。当の桂は、15日、山県宛の書簡のなかで、「財政と云ひ、外交と云ひ、内務と云ひ、一として内閣全体之統一と〔て〕は見るもの無之。此儘押し移り候ときは、国家丸は、何れの港に到着仕るべきか。甚以掛念の至に御座候。御勘考奉願上候⁽²¹⁾」と、西園寺内閣にたいする嫌厭の情を吐露した。

このようにして、西園寺内閣は、土壇場でその陣容をたて直し、第24議會に臨むことになつたが、桂と元老の態度に照して、多くの難関に遭遇することが予測された。

第24議会は、明治40年12月25日に召集され、28日に開院式をおこなっただけで、休会にはいった。各党派の議席数は、政友会180、憲政本党87、大同倶楽部59、猶興会36、無所属16、であった。

政友会は、41年1月18日、大会を開いて、政府の財政計画に協賛する旨を宣言した。この日、憲政本党の鳩山和夫は、政友会との提携をはかっていられず、脱党して政友会に入会した。しかし、鳩山に従う者なく、腹心20余名を引き連れて入会すると、1年前の約束は果たされなかった。憲政本党は、19日、大会を開いて、戦後経営の失敗・外交の不振・予算編成の無責任・鉄道経営の失敗・府県会議員選挙監督の怠慢を詰責し、姑息なる税法整理・増税に反対する決議を採択した。大同倶楽部も、翌20日の大会で、「当局の有司は苟且偷安一時を糶塗し以て吾人の所期に副ふ能はざるのみならず特に国力消長の中枢たる財政の処理を誤り内外の信用を薄弱ならしめ国家の進運を阻害せんとす⁽²²⁾」と宣言し、西園寺内閣にたいする敵対的な態度を表した。猶興会は団体としての態度を決議することはしなかったが、会員の多数は政府反対に傾いていた。

再開劈頭の1月21日、猶興会は、憲政本党の賛成をえて、財政問題に関し内閣不信任決議案を衆議院に提出した。翌22日、大同倶楽部も、独自に内閣不信任決議案を提出した。この日の原の日記には、桂にたいする不信と大同倶楽部にたいする軽侮の言が書きつけられていた。

「夜に入り電話にて、桂に大同倶楽部が不信任案を提出せしは此政府に絶対反対なるが如く見ゆるが果して然ることか、又は何か余地ある事かと尋ねたるに、彼れは不信任案は彼等の内情に於て之を止めたるも止らずして提出せしことなれども、政府の財政計画には自分も参画したることなれば全然賛成する筈なりと云ふに付、余は更らに、財政計画が宜しからずとて不信任案を出しながら財政計画に賛成なりとは解すべからざる事なりと反問せしに、然り、夫れは随分トンチンカンのことなれども、不信任案は選挙の関係上已むを得ずと云ふ事にて、昨夜は数人呼寄せて説諭せしも遂に提出したる由なり、去りながら同案

は到底成立せざるべし、何となれば大同は猶興会の案には絶対に反対すべし、而して大同の案には進歩、猶興賛成せざるべきに因り案は順次に否決せらるべしと。余は奇怪なる彼の言にして、是れ亦甘言余を欺くに似たりと悟りたるも、知らざるまねして、然らば政府は信任せざるも増税案と予算には全然賛成すと云ふことかと再び反問せしに、然り増税案と予算とは必らず賛成せしむべし、自分は之を保証するに付御安心ありたしと再応繰返すに付、問答は夫れにて終りとなし、果して彼の言の如くなるや、もし否らされざる時は彼れと絶つ⁽²³⁾の非は彼に在りと云ふべき言質を得たるものと認めたり。」

翌23日、内閣不信任決議案が衆議院本会議の議事に上ると、大同倶楽部は自派の決議案を捨てて猶興会案に賛成し、憲政本党・大同倶楽部・猶興会の三派合同して政友会に当たる状勢となった。桂がいったことは「皆な虚言にて」、^(ママ)原は、「是れ多分桂か少くとも大浦等の小策にて、我に油断せしめて突嗟に不信任案を成立せしめんと(24)の策なりしならん」と判断した。そして、解散を決意し勅書まで用意させたが、168対177のわずか9票差で不信任案は否決されたので、解散には至らなかった。

ついで25日、原は、西園寺に面会して内閣前途の方針を協議した。衆議院議員総選挙を間近にひかえ⁽²⁵⁾、内閣の前途が不安になると、増税案の通過が困難になるので、原は西園寺に、「増税を断行する已上には此政府の下に選挙を施行すること並に首相は断乎として現内閣の維持を計ることの決心を必要とする」⁽²⁶⁾と説いた。しかし、西園寺の態度が煮えきらなかったので、「党の首領たるものが内閣継続の如き顔をして党員を欺き、議会后辞職するが如き事は不徳義の甚しきものにて将来一党を統御し得べきものにあらず、故に前途の方針は此際に確定し置くこと必要なり、又選挙後にも辞意を漏すことは絶対に慎まれたし」⁽²⁷⁾と忠告したところ、西園寺はようやく同意を表した。原は、西園寺が政権維持への意欲を欠くことに不満を抱き、この日の日記に、「西園寺は政権に淡泊なるを表する為めか、動もすれば到底永く現職に居りがたき意を漏らせり、甚だ不得策の言なるに因り之を止めたり、此言は常に桂又は山県系の乗ず

る所となるの虞あり⁽²⁸⁾」と書いた。

西園寺は伊藤と協議し、27日、その内容を原に伝えた。それによると、「伊藤は議會閉場後は無論の事なり、選挙後とても内閣を去るが如き意思を漏らすの必要なし、何処迄も継続するの決意を示し居て可なりと云ひたる由にて、伊藤は現内閣の永続を切望する意思なりと、但し時機は兎に角、桂が西園寺の後を受けんとするの意思なることは伊藤も疾に之を看破し居れりと云ふ⁽²⁹⁾。」これによって、西園寺が政権を投げ出すかも知れないという原の危惧は、いちおう消失した。

その夜、院内幹事の野田卯太郎が、桂に面会してその意中を探り、翌28日、原に報告した。それによると、「桂は野田に対し大同の不信任案に関して殆んど弁解の辞なく、而して桂は現内閣より疎外せらるゝものと考え、将来西園寺の相談に応ぜざる様の意思を漏らすに因り、野田は夫れも宜しからん、然らば現内閣とは絶縁かと云ふに付又必ずしも然らざるの意を漏らせり、要するに彼は猜忌心を生じたるものゝ如しと⁽³⁰⁾。」かくて桂と西園寺・原との相互援助の内約は、反故同然となった。

- (1) 明治38年11月、勅令第241号により発行が認められていた4分利付英貨公債は5000万ポンドであり、残額2500万ポンドは6分利付英貨公債の引換または償還に充用することになっていた。しかし、その後の市況変更のため、40年3月8日、勅令第23号を公布して5分利付英貨公債2300万ポンドを発行し、第1回・第2回英貨公債2200万ポンドの整理償還に充て、さきの勅令第241号中残額発行に関する規定を破棄した。
- (2) 滝沢直七『稿本日本金融史論』1912年、848ページ。
- (3) 同上、851ページ。
- (4) 「新事業の勃興に就て」『東洋経済新報』第402号、明治40年1月25日。
- (5) 波多野承五郎「財界の現状と投機熱の将来」同上、第407号、明治40年3月15日。
- (6) 成瀬正恭「投機熱の反動と金融」同上、第411号、明治40年4月25日。
- (7) (8) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻、271ページ。
- (9) 同上、272ページ（明治40年11月28日）。
- (10) 同上、272～3ページ。
- (11) 同上、273ページ（明治40年12月4日）。
- (12) 同上、276ページ（明治40年12月12日）。

- (13) 同上。
- (14) 同上，269ページ（明治40年11月12日）。
- (15) (16) 同上，277ページ。
- (17) 同上，278ページ（明治40年12月20日）。
- (18) 『国民新聞』明治41年1月15日。
- (19) 『原敬日記』第2巻，281ページ（明治41年1月13日）。
- (20) 徳富猪一郎編『公爵山県有朋伝』下巻，1933年，735～6ページ。
- (21) 同上，737ページ。徳富猪一郎編『公爵桂太郎伝』坤巻，1917年，335～6ページ。
- (22) 『国民新聞』明治41年1月21日。
- (23) 『原敬日記』第2巻，284～5ページ。
- (24) 同上，285ページ。
- (25) 前回の衆議院議員総選挙は，明治37年3月1日に執行されたので，41年2月末日をもって現議員の任期は満了する。ただし，議会開会中に任期が終わったばあいには，選挙法第77条の規定により，議会閉会まで在任することになる。
- (26) (27) (28) 『原敬日記』第2巻，286ページ。
- (29) 同上，286～7ページ。
- (30) 同上，287ページ。

4 増税案と租税整理案

明治41年1月22日，第24議会再開の翌日，政府は明治41年度総予算を衆議院に提出した。歳入6億1104万円にたいし歳出6億1595万円，公債募集金4107万円のほか前年度剰余金7222万円を繰り入れ，煙草の定価を約3割値上げして641万円を増収しても，なお491万円の歳入不足であった。その補填財源として，政府は酒税・砂糖消費税の増徴と石油消費税の新設を計画して追加予算を編成し，1月28日，これを衆議院に提出した。追加予算に計上された増税収入額は515万円，徴税費支出額は23万円，差引き492万円の歳入超過であった。

既定継続事業の繰延べは，だいたいにおいて，明治41年度～43年度の年割額を明治44年度～48年度に繰り下げたもので，最長期为6年とし，総額1億0392万円，41年度繰延額1177万円であった。ほかに，臨時軍事費特別会計から繰り

越した事業費のうち、2223万円を繰り延べた。繰延事業の大半は陸海軍の経費であり、陸軍の繰延総額6000万円、41年度繰延額2000万円（臨時軍事費特別会計繰越金の繰延べを含む）、海軍の繰延総額5383万円、41年度繰延額497万円に達した。また、新規計画の継続費および既定継続費の追加額の総計は1046万円、41年度の年割額は280万円であった。これに既定継続費の変更なきものを加えると、総額5億4143万円、41年度の年割額1億0025万円であった。さらに、閣僚更迭の原因となった鉄道会計については、既定予算額1億3884万円（40年度を含む）のほかに3568万円を追加し、合計1億7452万円をもって各鉄道を建設・改良することにし、その40年度年割額を2959万円、41年度年割額を3310万円とし、最終年度を明治51年度とした。

政友会は、2月8日、「党議にて四十一年度予算厘毛も刪減せずして可決⁽¹⁾し」、大同倶楽部もこれに同調したので、予算委員会は原案どおり予算案を可決した。13日の本会議で、大石正巳は憲政本党を代表して、正貨の流出にたいし防策を講じていないこと・国債増募政策・政費の膨脹・増税問題・軍事費の偏重の5点から政府の財政計画を批判し、予算返付論を唱えた。猶興会の島田三郎も、「本予算は到底実行の見込なし」「経費の分置宜しきを得ず、文治費と軍事費と権衡を失せり⁽²⁾」「国力を超越し国民の経済を破壊するものなり」として、予算案に反対した。しかし、憲政本党は前議会で政府案に賛成していたので、その反対論は説得力に乏しかった。採決の結果、予算返付の動議は117対219で否決され、41年度予算は原案どおり可決された。ついで、3月5日、貴族院も無修正で可決し、明治41年度総予算および追加予算は議会を通過成立した。

政府にとっての難関は、予算案よりもむしろ増税案と租税整理案であった。これよりさき、政府は、非常特別税法の継続を第22議会に提案するにあたり、2か年以内に税制整理をおこなうと声明していたので、39年4月、大蔵省内に税法審査委員会を設置し、大蔵部内関係官吏11名を委員に任命して、税制整理の準備調査に従事させた。同委員会は、12月22日をもって調査を終了し、税

制整理案ならびに関連法律案を大蔵大臣に報告した。その間、全国各地の商業会議所は、同年10月、臨時連合会を東京で開催し、税法改廃に関する意見を決定し、税法審査委員会をはじめ政府当局者に建議した。その内容は、塩専売・通行税・織物消費税の3税を全廃し、所得税・営業税・印紙税・取引所税・関税の低減または改正をもとめるものであった。ついで、40年3月29日、政府は、官民の委員からなる税法整理案審査会を設置し、税法審査委員会の成案を審議させた。同審査会は、4月4日の開会いらい24回を数え、7月5日、審査を終了した。その租税整理案が実施されると、214万円の歳入減となる見込みであったが、同審査会は、これにたいして補填の財源をもとめず、歳入の自然増にまつことにした。

政府は、41年1月21日、第24議会の再開劈頭、租税整理案として、地租条例中改正法律案をはじめ24の法律案を衆議院に提出した。これと同時に、租税増徴案として、酒造税法中改正法律案・酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案・麦酒税法中改正法律案・砂糖消費税法中改正法律案・石油消費税法案・関稅定率法輸入税率表中改正法律案を提出した。前4者は税法整理案審査会の成案をもとにして税率を増加したものであったが、後2者は新たに政府が立案したものであった。増税計画の内容は、つぎのとおりであった。酒造税については、第1種の現行税率（定率および非常特別税率の合計）1石につき17円を20円に、第2種は1石20円を25円に、第3種は1石22円を30円に、第4種は1石25円を35円に、第5種は1石につき酒精分1度ごとに85銭を1円に、それぞれ改め、ビール税については、1石8円を10円とし、酒精および酒精含有飲料税については、1石につき酒精分1度ごとに85銭を1円とし、課税最低限18円を21円と改め、また砂糖消費税については、第1種の現行100斤につき2円を3円に、第2種は同じく4円40銭を5円50銭に、第3種は6円50銭を8円50銭に、第4種は7円50銭を10円に、それぞれ改め、さらに石油消費税については、新たに石油1石につき1円を課すものであった。なお、この改正とともに、酒税・砂糖消費税に関する非常特別税は廃止されることになる。

第1次西園寺内閣（那須）

政府の財政計画によると、事業繰延べは最長期を6年としていたので、増税も6年後にその全額を収入する予定であった。増税による収入見込額は、初年度において515万円にすぎなかったが、第6年度(明治46年度)において酒税1355万円、砂糖消費税473万円、石油消費税195万円、合計2024万円となり、煙草専売益金1027万円と合わせて3051万円の増収となる見込みであった。

当時、一般に期待された租税整理は、非常特別税を廃止すると同時に、徹底的に税制を整理し、国民負担の軽減と公平をはかることにあった。ところが、政府の租税整理案は、ただ税法細目の整理改正にとどまり、税率も多くは旧定率と非常特別税を合わせたものを定率としたにすぎず、三大悪税として非難の声が高かった塩専売・通行税・織物消費税を存置していたばかりでなく、酒税・砂糖消費税の増徴と石油消費税の新設を計画していたので、その内容が世に伝えられると、これにたいして、ごうごうたる反対論が起こった。そのため、この租税整理案および増税案にたいし、政友会を除く各政党は、こぞって反対の宣言をおこない、政友会も不満を表明した。反対の声は、政党ばかりでなく、実業界にも及んだ。

40年12月23日、新聞雑誌記者の主催によって、非増税同志懇親会が芝紅葉館に開かれ、100余名が出席した。東京商業会議所会頭の中野武宮と政界を隠退した大隈重信が激越な反対演説をおこなったのち、同懇親会は満場一致で「先づ財政並税法の根本的整理を完成せんこと期す」と決議した。

翌41年1月21日、増税案と租税整理案が衆議院に提出された当日、全国商業会議所は臨時連合会を東京に開き、増税反対の決議をおこなってこれを政府に建議し、貴衆両院に請願した。その要旨は、「吾人は……交通運輸の便を拡充し殖産興業の利を大成するに必要な経費は、縦ひ暫く国防軍備の一部の拡充を後にするも、必ず之か支弁の途を講すべきものたるを確信する者なり。然るに政府は漫然口に国力充実の必要を説きながら、其実に於て殆ど全く他を措て、唯一に国防軍備の完成に汲々たるの結果、生産的政費額と不生産的政費額との間に非常なる不権衡を実現し、為に我財政をして歪崎不健全なるものたら

しめたり。是れ吾人の最も遺憾とする所なるのみならず、国家の前途を思ひて真に痛憂措く能はざる所なり」というにあった。

全国商業会議所は、24日、在京の新聞記者を日本倶楽部に招いて非増税論を吹聴し、24日、連合会の席上に市内銀行家代表者の出席をもとめて、政府の財政方針にたいする意見を聞き、相提携して増税反対につとめることを約した。席上、渋沢栄一は、「目下経済界沈衰の原因は急進なりし我々にあらんかなれども、余か茲に断言して憚らざるは国家財政の不結果が其原因の最たるものなりとの一事にして。是れ決して余が遁辭に非ず」とのべ、「たとへ為政者の多数か盲従附和するとも諸君の熱誠なる行動は何ぞ彼等が迷夢を覚醒打破し得ざるの理あらんや⁽⁵⁾」と増税反対運動を鼓吹した。また、第三十四銀行頭取の池田謙三は、京阪の銀行業者を代表して政府の財政計画に反対の意見を發表し、つぎのようにのべた。「政府当局者が国民の負担に堪ふる丈けの經常歳入の範囲内に於て恒久的政府事業經營の計を為さずして臨時戰源若くは公債に依りて恒久的継続事業の費途に充て、殆ど戦前に三倍せる膨大の財政計画を為して其基礎を薄弱にしたるは抑々の誤りなり。……時の大藏大臣の勢望高からず海陸軍当局者の圧迫に抵抗して財政適度の計画を為さしむるの力なく軍事当局者の計画したる軍備補充若くは拡張案を余儀なく承諾して財政計画を立てたればこそ遂に一億千万円の欠陥を生じ、之を補填するに募集の望なき公債を頼み、悪税に次ぐに悪税の誅求を敢てせざるべからざる苦境に陥りたる次第なり。併し今更ら之を咎むるも詮なし、此上は唯だ多数国民と共に四十一年度以降の財政計画を根本的に改むるの計を為すの外なし。」⁽⁶⁾

実業家の多くは、日露戦争の終結とともに産業の振興をみるものと夢想し、政府の積極方針を歓迎したが、前年末から経済界が恐慌状態にはいり、過大な軍事費の負担が資本蓄積にたいする障害と感じられるようになると、政府の財政政策にたいして不満の声を高め、西園寺内閣ことに財政当局にたいする不信の念を表明するに至った。

衆議院において、増税案は租税整理案と一括して特別委員会に付託された

が、委員会はまず増税6法案を審査し、酒造税法中改正法律案の条項中、造石高の制限に関する改正を削除しただけで、ことごとく原案を可決し、2月4日の本会議に報告した。そして、憲政本党の大津淳一郎が、増税案反対派の先鋒として登壇し、つぎのように演説した。

「国民の生産力を発展すると云ふ計画は皆無にして、前年立てた尨大なる予算計画は之を実行すること能はずして、僅に一箇年の後に其計画を変更して、而して斯様にしても尚不足があるから国民は又税を出せと云ふ如きは、実に乱暴極まる行であると私共は信ずるのである。……諸君現在の財政、今提出して居りますところの財政計画の上に於ても、此増税をなさずしても尚四十二年に繰越すべき金額が三千三百万円あるではございませぬか。三千三百万円の剰余金を持つて居りながら、僅に当年の五百万円——約五百万円の経費を要するがために此増税をなすと云ふが如きは、何たることでございませう。」「偸て剰余金は一時の問題で、四十一年度の不足額は剰余金で支出して往くことが出来るが、将来の計画は如何にすると云ふ議論が起るのでございます。既に政府が自ら立てた計画を自ら破つて之を繰越して往かうと云ふ、それまでの御決心になつたならば既定の計画の中で繰越すべきは之を五年のものは六年とし、七年とし八年とするが如き、緩急宜しきを得て計画を改めましたならば、優に将来の歳計は立つものと私共は信ずるのである。」「又賛成論者は財政経済が不安固のために、増税に賛成する、増税を為して財政経済の安固を図ると云ふのが、果して当然でございませうか。増税を為せば、財政経済の不安固に陥ると云ふ論者も又無きにしもあらず。本員等は左様に考へて居るものでございます。歳計は不完全なれども……内外の形勢已むを得ぬから増税に賛成をする、増税に賛成を致しますれば、益々斯様な無能な内閣に金を預けますれば、益々財政は不完全に陥ると云ふことに御考へになつた方が宜しいのである。」⁽⁷⁾

ついで、政友会の大岡育造が、大津の意見を反駁し、増税案賛成の演説をおこなつた。

「此反対をする中に繰延が出来ると云ふ理由に、現在の軍備は過大である故

に、之を繰延べて以て此生産的の方角に工夫をするが宜しいと云ふのが、委員
会でも屢ば聞えた論であります。是も亦一理なることだと思ひます。併しながら
軍備の性質として勢ひ現在の状況よりは過大なるものである。いつも将来に
対する進歩の計画なるものは、現状よりは進んで居るものである。然らば唯今
より観て、少しく進んで居ると云ふがために此繰延を盛んにして、殆んど事実
に於ける軍備縮小を行ふと云ふことは、元來此進歩の計画に伴はない議論にな
るのであります。」「且つ今日の現状を此儘にして置きましたならば、戦後経営
の諸君が最も希望せられ、私共の希望する所の民力の發展に資することが出来
ないのである。唯今のやうな經濟状態に於て政府は諸君の協賛を経て居るか
ら、咎めは受ぬと云ふやうなる間違つた如き考を以てして此處で公債でも募集
致しましたならば、如何なることになりませう。決して是れ民間の為にはなり
ませぬ。非常な痛苦を与へるに違ひないのである。政府は所謂帳面づらは合ふ
だけの位地に居りながら、諸君の攻撃を受くることをも忍んで、此増税案を出
したと云ふことは、畢竟国家の前途を念ひ、又現在に於て財政、及、經濟の状
態を宜しくすると云ふ善意を茲に発揚するのである。現に海外の公債でも此計
画のことが分つて以來騰貴したのではありませぬか。」「近頃増税と云ふことを
非常に広い意味に言触らして惑はして居るものがある。吾々は議員であつて見
れば、相当の訴を毎朝聴きますが、……是は此案に対しての不平は更に聞かず
して、私共直接には聴くところのものは、所謂此税法整理案のことである。此
の税制整理案と云ふものは甚だ政府の側に立つて云ひ悪いけれども、余り出か
した手柄では無いと私は思つて居る。」⁽⁸⁾

記名投票の結果、酒・砂糖兩増税案は222対128をもって可決され、石油消費
税案は182対158をもって可決された。このような賛否の差が生じたのは、大同
俱樂部が前者には賛成したが、後者には反対したからである。原敬は、この日
の日記に、「桂等一派が増税に賛成すべき義理を有しながら大同をして石油税
に反対せしむるは甚だ其意を得ざる次第なり」と書いた。⁽⁹⁾

かくて増税案は衆議院を通過し、ついで22日、貴族院においても圧倒的多数

をもって可決された。しかし、政友会が実業家の反対運動の機先を制して、増税案の衆議院通過を強行したことは、かえって反対運動に油を注ぐ結果となった。

東京の各実業組合は相連合して増税反対の決議をおこない、全国商工業者365の組合団体を勧誘して、2月5日、全国実業組合団体連合大会を東京に開催し、「吾人は財政を整理して経済の発展を計り、税制を釐革して国本を培養するを以て今日の最大急務なりと信ず。然るに此際更に新税を起し増税を為すか如きは、倍々国運の進歩を妨げ産業を害するものと認む」「吾人は前項の趣旨に背反する行動を為すものは将来代議士に選挙せざるを誓ふ⁽¹⁰⁾」と決議した。そして、実行委員50名を選出し、商業会議所と提携して運動を開始するなど、その勢いは激烈をきわめた。また、10日には、中野武宮・大橋新太郎ら実業家250名が日本橋俱樂部において非増税懇親会を開催し、憲政本党の大石正巳・猶興会の島田三郎らの代議士が出席した。翌11日、日比谷公園で主催者不明の増税反対国民大会が開かれ、7000余名が集まった。公園を流れ出た民衆の一部は、電車をとめて投石し、近衛兵が出動して40余名が検挙された。

商業会議所連合会も、予算案が衆議院を通過した翌日の14日、総選挙にかんする宣言を発表して、「国力不相応なる軍備^(擴力)拡張を是認したるものは国家経済の破壊を省みざるものなり。悪税の誅求に同意したるものは一国生産の萎靡興廢に痛痒を感じざるものなり。生産的歳出に偏軽にして不生産的歳出に偏重したる歳計を議決せるものは、国家永遠の利害を無視して極端なる軍国本位の弊政を助成せんとするものなり」と、過大な軍備拡張を批判し、「真に国民の希望を代表する選良を衆議院に送る⁽¹¹⁾」よう、国民の奮起を促した。これまで主として政党政治家にその要求を代弁されてきた産業資本家は、ここにはじめて政治的に自立し、対等の立場で絶対主義官僚と対決しようとしはじめた。

このような形勢をみて、政府は租税整理案の成立を断念した。12日の『原敬日記』には、つぎのように書かれている。「午後閣議を首相官邸に開らき出席せり、税法整理案は議院内外に反対多く且つ之を通過せしむるも何等の利益な

きにより、必要なる数件を除くの外は委員の握潰に委かすことに決定したり、実業家などの反対論も多くは此整理案に対するものにして而して其声は増税反対と云ふにありき、政府は此案全部通過するときは二百万円の歳入減を来す訳なり、先年非常特別税継続の際に二ケ年内に整理案を提出するとの口約に基づき提出したるまでにて万難を排しても通過せしむべき程の案にては之なし。⁽¹²⁾」

租税整理案に属する24法案のうち、酒造税および砂糖消費税に関するもの4件は、直接または間接に増税案に関連するものであり、増税案が可決された以上、これを承認するのは当然であるとして、両院ともに異議なくこれを可決した。また、地方税制限に関する法律案は、その実施に急を要するものと認め、付加税の制限率を北海道と府県については地租100分の60・営業税100分の25・所得税100分の10に、市町村については地租100分の40・営業税および所得税ともに100分の35に改め、制限以外課税特許の規定を修正して、これを可決した。残余の19法案は衆議院の特別委員会において全部否決されたが、そのうちの宅地地価修正法案については、政友会所属議員のなかにもこれに賛成する者が多く、紛擾を醸すおそれがあったので、政府は、本会議直前に、同法案およびこれに関連する地租条例中改正法律案の2案を撤回した。かくて他の17法案は、3月10日、本会議において満場一致をもって否決された。

予算案と増税案の議会通過の見通しがついたのち、原敬は、ふたたび貴族院工作にのり出した。2月21日、報知新聞記者の辰巳豊吉が、原をたずね、研究会を味方に引き入れるため、堀田正養を入閣させてはどうか、ともちかけてきた。原は、研究会の現内閣にたいする好意的行動を認めながらも、入閣にかんしては要領をえない返事をした。しかし、この日の日記に、つぎのように書いた。「貴族院木曜会の首領千家尊福を入閣せしむることは余の兼ての意見なり、研究会の堀田に関して彼の内意不明にして之を決し兼ね居たるに彼れより此の如き申出あり、政策上最も妙なりと信じたれども、一新聞記者を介して意見を交換すべき軽易なる問題とも思はざるに付極めて要領を得ざる返事をなしたり、しかし木曜、研究両会が現内閣を賛成するに至らば貴族院に於ける形勢一変し

第1次西園寺内閣（那須）

憲政上一大進歩をなし得べきかと思はる。」⁽¹³⁾そして、27日、辰巳がふたたび来訪し、「堀田正養の件に関し本人は固より三島弥太郎等も之を賛成し、研究会を挙げて現内閣に投ぜんとするの意思決定したり、依て貴族院に於ける予算通過後直接堀田と会見を希望す」⁽¹⁴⁾というので、原はこれを快諾した。

翌28日、閣議後、原は堀田の入閣にかんし西園寺と内談した。「余の意見にては堀田正養と千家尊福を入閣せしめて貴族院を押へ、又鶴原定吉（政友会員）を入閣せしめ蔵相となして政友会内に於ける長谷場〔純孝〕等の如きを退けて之を慰安するの略略を可としたり。現農相松岡康毅はあまりに無能にて且つ前内閣系と多少の関係を有するやの疑もあるに付相当の位地を授けて之を他に転ぜしむるに在りて西園寺も大体に於て異議なし」⁽¹⁵⁾原は、伊藤の推薦した松田正久蔵相が不適任であるとして、前統監府総務長官・日本銀行営業局長の鶴原定吉と交替させることを考えていたのである。しかし、鶴原の入閣は、伊藤が了解を与えなかったので、断念せざるをえなかった。

3月4日、原は、堀田が旅行するというので、予定を繰り上げて彼と会見した。長談の結果、「此事若し成功して入閣とならば彼は研究会を纏めて現内閣を擁護すべく、若し不成功に終らば余と堀田の間に於ける談話丈けに止めて他には漏らさざるべし」⁽¹⁶⁾と約した。

そして、25日、東京府知事千家尊福が司法大臣に、堀田正養が通信大臣に任命され、松田正久は蔵相専任となり、原敬は通相兼任を解かれた。この閣員補充について、西園寺と原は、伊藤と井上には相談したが、山県にも、他の閣僚にも、また政友会幹部にも、最後まで秘匿しつづけた。その意義について、原は、この日の日記に書いている。「此更迭により木曜会は純然たる政府党となり、研究会亦従来の態度を改めて現内閣に接近する筈なれば政友会の勢力範囲は多少貴族院に及ぶの端をも啓きたるなり、前内閣系の政権に渴せる人々は失望落胆せしなるべく、而して政友会中入閣を内々慾望したる一二の者を外にして、一般は是れにて内閣の鞏固になれるを信じ満足を表し居るが如く見ゆ」⁽¹⁷⁾

さらに、議会在閉会した26日の日記には、つぎのように書かれていた。「第

二十四議會本日終了せり。今回は予算中厘毛の刪減なく、……是れ従來の議會中其例を見ざる所にして政黨に根柢を有する政府の力なる事明かなり、殊に政府黨たる政友会の如きは何時も議場に多数の出席を見て總ての案に通過を計りたり、貴族院も亦従來の態度に異りて漸次政府に接近し殊に木曜会の如き殆ど政府黨にして又研究会の如きも大に接近したり、即ち此等の事實は憲政上の一進歩と認むるに難からざるべし、但し此の如き結果を得んが爲めには随分苦心言ふべからざる事多かりき、而して専ら其任に當りたる者は余にして、殆んど寢食の暇なかりし事も之ありたり、西園寺には其大体を協議したるに過ぎず、松田の如き其担当事務の外に全く他に及ぶ事なかりしなり、此等の事實は他日記憶を呼び起して記載せば随分興を感ずる事もあらん、今多忙中之を記するに暇なきは遺憾なり。』⁽¹⁸⁾

議會終了の翌日から、原は、三度目の地方官大異動にとりかかった。現職知事のうち、無能な者と現内閣の政策に反抗する者もしくは病氣職に堪えざる者を罷免することにし、3月末から4月半ばにかけて、5人の知事に休職を命じ、3人を依願免官にして、地方事務官からその後任者を抜擢し、14人の知事を転任もしくは榮転させた。この地方官異動がひと月後の総選挙対策としておこなわれたことは明らかであった。

5月15日、第10回衆議院議員総選挙が実施された。政友会は当選者190名で、前議會閉会当時と比較して9名を増し、かろうじて衆議院の過半数を制した。その他は、憲政本黨が77名で12減、大同俱樂部が32名で26減、猶興會が27名で10減、無所属が53名で39増、であった。原⁽¹⁹⁾は政權担当にますます意欲を燃やしたが、肝心の西園寺首相は政權への執着心を欠いていた。

- (1) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻、289ページ。
- (2) 大津淳一郎『大日本憲政史』第6巻、321ページ。
- (3) 小林雄吾編『立憲政友會史』第2巻、470ページ。
- (4) 同上、474ページ。大藏省編『明治大正財政史』第6巻、1957年、153～4ページ。
- (5) 同上、479ページ。
- (6) 同上、480～1ページ。

- (7) 大津淳一郎，前掲書，328，330，331ページ。
- (8) 同上，334～5，337，339ページ。
- (9) 『原敬日記』第2巻，288ページ。
- (10) 『立憲政友会史』第2巻，513～4ページ。
- (11) 同上，514～5ページ。
- (12) 『原敬日記』第2巻，290ページ。
- (13) 同上，291ページ。
- (14) (15) 同上，292ページ。
- (16) 同上，294ページ。
- (17) (18) 同上，300ページ。
- (19) 内務省警保局の調査による。『立憲政友会史』第2巻，553ページ。なお，衆議院事務局の調査では，政友会188，憲政本党70，大同俱樂部29，猶興会29，無所属63，合計379，であった。

5 内閣総辞職

明治41年にはいり，経済界が全般的な恐慌状態を呈すると，実業家は，増税反対運動を起こしたのにつづいて，財界救済を政府に要求した。東京では，銀行家が集まってできた「鯉会」なるものが，救済策について協議し，国庫債券の償還を実現することに決定した。そして，3月19日，松田正久蔵相・水野袈裟六大蔵次官・勝田主計理財局長らを三井銀行集会所に招待して，その旨を要請した。松田蔵相は，償還の準備はすでにできていると言明した。当時，政府は，前年までに6分利付内外債の整理を終わっており，41年末には第1回国庫債券の償還期限がくるので，今後は国庫債券の整理に主力を傾注する方針をとっていたのである。

しかし，第1回国庫債券の償還総額は9698万円であり，41年度の国債整理基金のうち，償還資金に充当しうるものは，前年度繰越金を合わせて約7000万円にすぎなかったため，一部の借換えをおこなわなければならなかった。かくて大蔵省は，借換償還をするほか，財界の沈衰を振興するため，満期前の適当な時期に分割して割引償還することにし，3月31日，国庫債券整理規程を公布し

た。しかし、整理公債との引換条件が悪かったので、市場の人気は沸かなかつた。5月30日の期限までに引換えの申込みがあった国庫債券の額面総額は2704万円、これにたいし発行された整理公債の額面総額は3100万円であった。また、割引償還は、4月から7月まで、4次に分けておこなわれ、償還総額は2348万円に達した。その後、第2次桂内閣になってから、10月に2005万円を抽籤償還し、残額2641万円は12月25日に償還して、第1回国庫債券の整理を終わ⁽¹⁾った。

国庫債券の割引償還は、あまりにも少額であり、金融界の満足はえられなかつた。かくて「銀行家は不得要領なる『無い袖は振られぬ』と平然たる態度を持する松田蔵相とは兎角に調和し難く、遂に西園寺内閣を目して到底金融界の困難を救済する能力なきものと為し、元老井上馨及び松方正義に訴へ所謂尻を突きしなり。」⁽²⁾ 三菱合資の銀行部長豊川良平などは、手形交換所や商業会議所を動かして財界救済の輿論を起こさせただけでなく、水町大蔵次官や長島隆二(桂の女婿)らをつうじて井上に働きかけていたといわれる。

4月1日、西園寺・松田・原・林・堀田の各大臣および日銀総裁松尾臣善・同副総裁高橋是清・興銀総裁添田寿一ら14名を、井上がその私邸に招待して、前蔵相阪谷芳郎(井上の女婿)の欧米漫遊送別会を催し、その席上で元老の干渉がおこなわれた。当日、井上は、西園寺をはじめ閣僚にたいして、財政方針にかんし、「第一回国庫債券ノ償還ヲ発表スルモ若シ借換ノ希望者少キ時ハ全部現金ヲ以テ償還スルノ覚悟ナルベカラズ果シテソノ財源アリヤ否ヤ」「四十年所必要ノ公債ニシテ未募集ノモノナキヤ否ヤ」「右募集公債ハ今年十月迄ニ発行ノ見込アリヤ否ヤ」「右公債ノ発行覚束ナトスレバ如何ニシテ四十年所ノ決算ヲ為シ得ル見込ナルヤ」「第一回国庫債券ノ償還ト四十年ノ未募集公債ノ始末トハ仮ニ剰余金ヲ以テ弁シ得ルトスルモ四十一年度ニ於テ別ニ公債募集ヲ要スルモノナキヤ若シ必要アリトスレバコレヲ発行スルノ見込アリヤ否ヤ」⁽³⁾ など、9項目の弾劾に近い詰問をあげせた。このとき、井上の「閣員に迫る態度は維新当時の井上聞多宛らの真剣熱烈なものであつた」⁽⁴⁾ という。井上の警告

第1次西園寺内閣（那須）

に基づき、井上と松方から西園寺内閣に干渉された財政整理の提案は、(1) 国庫債券償還ヲ速ニス可シ、(2) 新公債ヲ発行ス可カラズ、(3) 事業ノ中止繰延ヲ断行ス可シ、(4) 官民業ノ限度ヲ明ニス可シ、(5) 鉄道会計ヲ独立セシム可シ、⁽⁵⁾
(6) 財政調査ハ内閣ニ托ス可シ、の6項目であった。

財界の救済運動も一段と盛んになった。4月27日には、京浜の実業家200名が実業同志会を組織し、経済界救済策につき決議した。また、全国商業会議所は、総選挙後の6月10日から、東京で連合会を開き、これまでに決定した財政釐革意見こそが「根本的に我経済界を救済するの唯一の方法」であることを確認し、10余名の実行委員を挙げて各大臣を歴訪し陳情した。また、実行委員は、財界救済にかんし、国有鉄道買収公債の交付・国債償還問題・日本銀行の営業方針などの改善方を松田蔵相に要請したが、松田の答弁は彼らを満足させるものではなかった。⁽³⁾しかし、景気がいっこうに回復せず、公債募集の見通しがたたなかったため、政府としても、継続事業の繰延べをおこなわざるをえなくなった。

明治41年度の公債募集額は4107万円であったが、これに、臨時軍事費からの繰越歳出の財源に充てるもの、および前年度の未募集額を加えると、41年度内に募集を予定された公債は1億1400余万円の巨額になった。しかし、当時の内外市場の状況では、とうてい一時にこのような多額の公債を募集することはできなかった。さいわいに、40年度の歳入は好調で、予定した公債を募集しなくとも歳出に應じうるばかりでなく、なお多額の剰余金を41年度に繰り越しうる見込みであったので、一時これを公債財源に振り替えると、不足額は5600余万円となる計算であった。かくて41年6月、政府は、公債が募集できるまで、公債支弁事業の一部を繰り延べる方針を決定した。41年度一般会計の繰延額3736万円のうち、主なものは、陸軍省600万円、海軍省1000万円、通信省750万円、⁽⁷⁾臨事軍事費の繰越分900万円、であった。

財政整理にかんする元老の干渉は、西園寺の気力をかなりそいだが、原は政権維持になお自信をもっていた。彼は、5月29日、西園寺を訪問して、「今後

の政局に関しては、井上が財政云々をなすは例の消極論を桂等利用して早く政権に有つかんが為めなり、……余の考にては桂が山県、松方、井上を利用して財政上の困難によりて内閣を譲り受けんとの野心を生じたるものなれども、少くとも此冬の議会を過ぎざれば内閣を譲り渡すべき理由なし、殊に財政上は困難には相違なきも、之が為め進退を決すべき程の事なく経済上は漸次向上の形勢あれば是れ亦深く患ふるに足らず、但し政府は人気を傷ふては一般の厭忌を招き、到底存立の見込立たざれば此点は深く注意を要すべし、夫には大蔵省の改革を断行すべし、差向き次官の更迭も松田稍々意を傾けたるに因り之を決行すべし」と説いたところ、西園寺はだいたい同意し、「真に施設せん⁽⁸⁾と欲せば政友会にて何と云ふも松田の大蔵も不適任にて、松岡にても罷めて松田を農商務位に移すの必要あり」といった。

西園寺内閣は、財政整理にかんする井上と松方の容喙はなんとか切り抜けたが、こんどは山県から、社会主義運動にたいする処置がすこぶる緩慢であり、満州問題にたいする外交の態度もはなはだ消極的であるという、痛烈な非難を受けるに至った。

6月22日、いわゆる赤旗事件が起こり、原は、侍従長兼内大臣徳大寺実則(西園寺の実兄)から、社会主義者の取締りにかんし質問をうけたので、取調書を差し出したが、翌23日、参内して徳大寺侍従長と内談した。「同人の内話によれば、山県が陛下に社会党取締の不完全なる事を上奏せしに因り、陛下に於せられても御心配あり、何とか特別に嚴重なる取締もありたきものなりとの思召もありたり。山県が他人の取締不十分なりと云ふも、然らばとて自分自ら之をなすにも非らずとて、徳大寺も山県の処置を非難するの語気あり、徳大寺の如き温厚なる人の口より此の如き言を聞くは意外なりき、兎に角山県が右様讒構に類する奏上をなしたりと云ふに付、尚ほ詳細今日まで取締の現況を内話して奏上を乞ひ置きたり。……山県の陰険なる事今更驚くにも足らざれども、畢竟現内閣を動かさんと欲して成功せざるに煩悶し此奸手段に出たるならん、其辭余が去一日大蔵に赴くとき新橋より大磯まで同車し絶えず談話をなしたる

に、一言も政事談をなさず、無論社会党に言及せず、彼の性行は常に此くの如くなり。⁽⁹⁾ 25日、再度参内して拜謁、「前内閣已来今日に至るまで取締の沿革、政府の方針、……其他将来我社会党に対する処置は、教育、社会状態の改善、取締の三者相待つに非ざれば其功を奏し難き事を奏上し、陛下に於せられても俄かに如何ともする事能はざる事情御了解ありたるが如く拜察せり。⁽¹⁰⁾」

その後、赤旗事件で検挙された者のひとりが、留置場の壁に「一刀両断帝王頭、落日光寒巴里城」というフランス革命を詠じた漢詩の一節を落書きしたのを発見されたことについて、千家法相から意見をもとめられたので、原は「嚴重に処分する方可ならん」と返事した。⁽¹¹⁾そして、日記に、「山県等が忠義顔して取締を云々するも、現内閣が社会党など寛假せしことなし、但し其手段は彼等一派の為すが如く狂暴ならざるなり」と書いた。⁽¹²⁾原が社会主義者にたいして、山県や桂のように「狂暴」な取締りをしなかったのは、それがかえって藪蛇になると考えたからであった。

山県の「讒構に類する奏上」は、原には致命傷にはならなかったが、清華の出身である西園寺にとっては、止めの一撃になった。西園寺首相は、原が参内奏上したころ、すでに辞職を決意して元老に打ち明け、6月27日、大磯の私邸に松田と原をよんで、辞職の決意を告げた。原は「切実に忠告して再考を求め⁽¹³⁾」たが無駄であった。「要するに西園寺の病氣〔肝臓病〕も事実なれども、同人は意思案外強固ならず、且つ注意粗にして往々誤あり、随分今日まで苦心惨憺現内閣を維持し来りたるに因り、余も強て現職に留るの慾心もなければ、幸にして我党過半数を占めたる今日に於て、未だ一回の議会を経過せずして辞職するは如何にも妙ならず、黨員の失望も察せらるゝに因り、辞する場合には外に恐なく内の調和を主とせざるべからざるは肝要の事なるに因り、切に注意し、遂に再考する事となして分れたるも、多分彼は其意思を翻すこと出来得ざるならん、惜むべき事なり。⁽¹⁴⁾」

7月2日、西園寺首相は、閣僚を招いて各別に辞職の決意を告げた。西園寺によると、「寺内は山県より其職を辞すべき旨勧誘せられたる由内密に物語れ

りと云ふ、蓋し山県は之により内閣を破壊せんとしたるものにて、寺内が俄に之に應ぜざりしは内閣破壊の張本人となる事を避けたるが為めならん、山県の陰険は実に甚だしと云ふべし。」翌3日、西園寺は、政友会幹部に辞意を表明した。そして、4日、閣僚の辞表を取りまとめ、参内して奉呈、後任に桂を推薦した。天皇は、伊藤をはじめ山県・松方・井上の意見を徴したうえで、12日、桂に組閣を命じた。かくて14日、第2次桂内閣が成立した。

2日後の16日、原は、大磯の別邸にいた西園寺をたずねて、8月に洋行すると告げた。そして、西園寺の指導力にたいする不満を日記に記した。「従来余は一身の利害を顧みずして西園寺を助けたるも、彼は果して余の義気を得し居るや否や疑はし、大体は余の意見に従ふ事多きも、時々は余にも諮らずして寧ろ余にも秘して事を処する事あり、之が為に往々内閣の不利を来たしたり、多分余の不在中は西園寺と松田兩人にては桂等に願使せらるゝ事もあらん、党の統一上にも如何あらんかと思はる、其時に至りて或は余の従来苦心の一端を感じずる事もあらんが、兎に角山県の存在中は立憲政治の完全を望む事難ければ、今期議会の如何は左まで憂ふるにも及ばざるべし。」原は、なによりも、西園寺が元老の圧迫を受けていることを自分に秘し、なんの相談もなく辞職の決意を元老に漏らしたことに不満であった。

原は、8月24日、横浜を出帆して外遊の途についた。その6日前の18日、久しぶりに桂首相を訪問した。「彼は寺内、平田〔東助〕等と共に余の為に送別の宴を催さん事を頻りに請求」するなど、「山県等が必死になりて内閣乗取りを運動せし事は知らざるまねして頻りに余に対し好意的態度を示し居たり、桂の此手段は毎々の事にて恠しむに足らず。」かくて原の桂にたいする猜疑の念は一段と増し、両者の関係はいちじ疎遠となった。

(1) 大蔵省編『明治大正財政史』第1巻、1955年、307～8ページ。

(2) 滝沢直七『稿本日本金融史論』907ページ。

(3) 同上、908ページ。

(4) 井上侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第5巻、1934年、185ページ。

- (5) (3)と同じ。
- (6) 小林雄吾編『立憲政友会史』第2巻，565～8ページ。
- (7) 大蔵省『明治三十七八年役戦後財政整理報告』72～4ページ。
- (8) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻，306～7ページ。
- (9) (10) 同上，308ページ。
- (11) 同上，310ページ（明治41年6月29日）。
- (12) 同上，311ページ（明治41年7月7日）。
- (13) (14) 同上，309ページ。
- (15) 同上，310ページ。
- (16) 同上，312ページ。
- (17) 同上，309ページ（明治41年6月29日）。
- (18) 同上，314ページ。